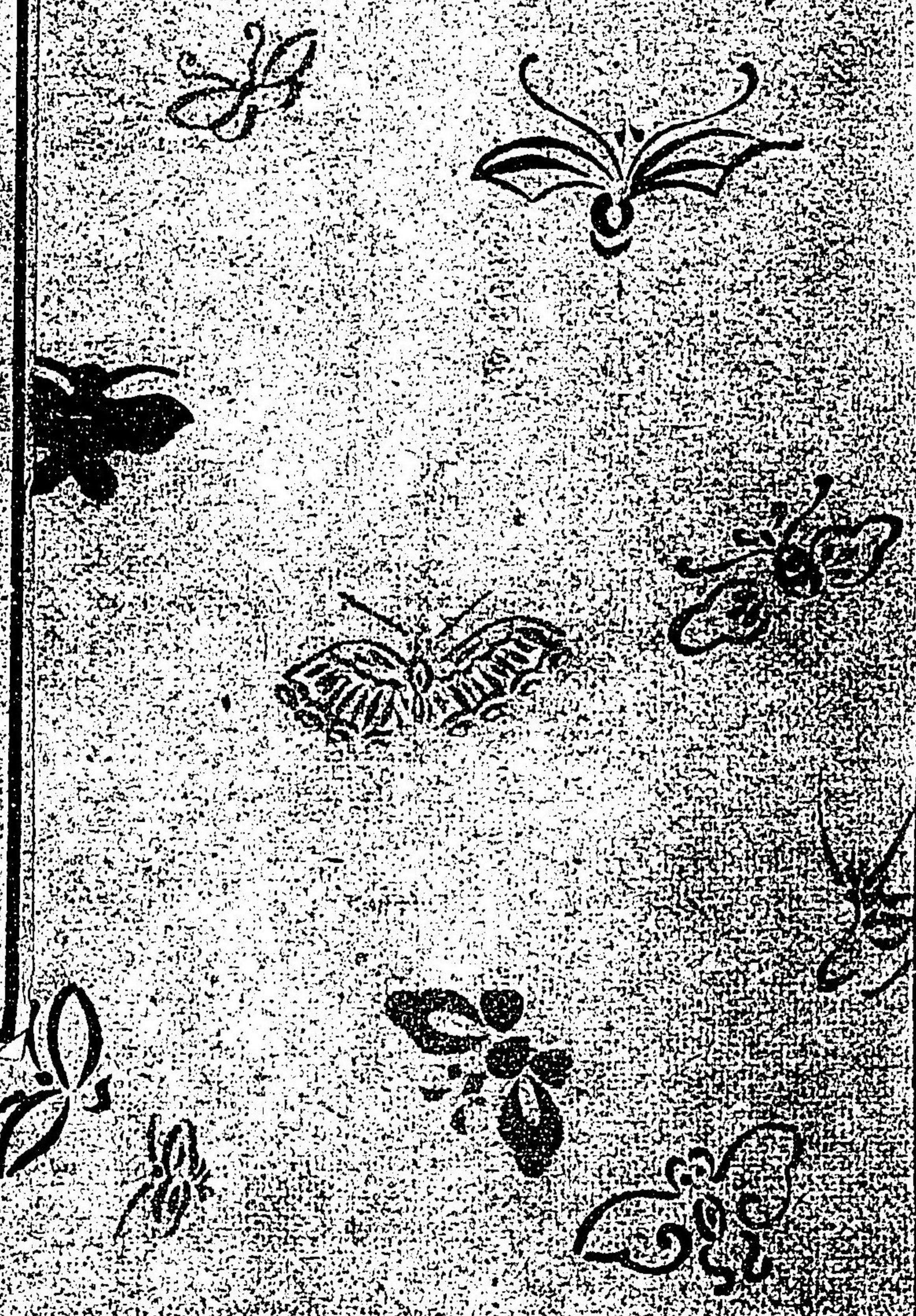


192  
55

故實  
叢書  
安齋  
雜考  
上





安齋雜考



此の書は安齋小説と題して世に流布せり然れども其の題號は何人の名づけたるものか詳かならざるのみならず卷數も各同じからず書中載する處の考案も或は安齋隨筆中に收めたるものを擧げたるあり或は叢書中より拔萃したる條もありて殆ど定本とすべきものなし又小説といふは私説の意か短篇の意かいつれにしても穩當なる題號とも覺えざれば今は安齋雜考と題したり

そもく安齋隨筆安齋叢書の二書と此の書とは互に相省略錯雜して諸本亦頗る異同あり願ふにもと三書共に同一の草案なりしを後人多少の分類法を用ひて或は叢書といひ或は隨筆といひ或は小説と稱せるものならんされば同一の記事にして彼れに詳かにしてこれには略せるものありこゝには全文を掲げて彼れには拔萃せるものあり例へば花かつみの考の如きは隨筆の三の卷及び二十六の卷に見えたりされど彼れは共に其の一斑に過ぎずして本書は甚だ委し此の他和歌三神考古今集三木三鳥考の如きも彼れには略して本書には詳かなり又彼是全く同文なるは既に隨筆に載せられたればこゝには省き叢書中に收むるを妥當と覺ゆるものはその方に譲れり要するに安齋の雜著は隨筆と叢書と此の書とを對照してはじめて其の全豹を見ることを得るものといふべし

此の書假字づかひの誤謬は例によりて直に訂正し送假字の不十分にして難澁を感ずる所などはおほかた補へり

校訂者識

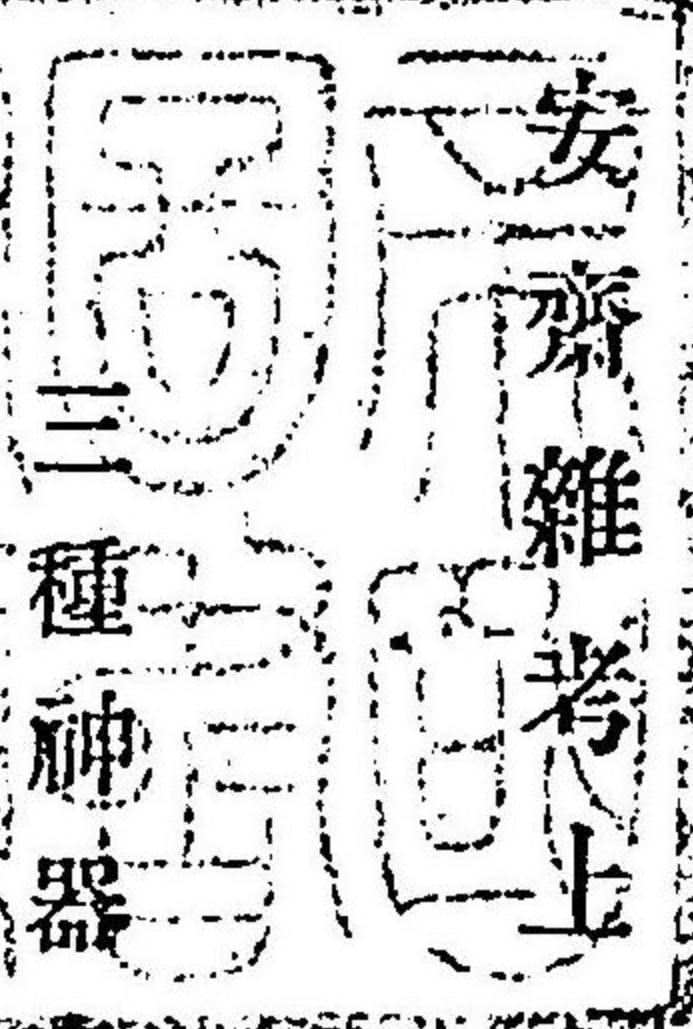
安齋雜考上の卷目次

- 三種神器名考
- 和歌三神考
- 俗說辨母衣辨
- 古鏡色目
- 武藏鏡の辨
- 正三記
- 武備根源記
- 賀勢問答(十二件)
- 幼學問答(十三件)
- 續世繼問答(十件)
- 本朝軍器考增註
- 世繼物語考
- 太刀打刀腰物腰刀箱卷の考
- 勢野問答(十一件)

安齋雜考下の卷目次

- 本朝軍器考餘評
- 庭訓往來諸鈔大成扶翼
- 枕草紙抄
- 三社託宣考
- 日本紀神代卷獨見
- 求身抄
- 花かつみの考
- 古今集三木三鳥考
- 以上

安齋雜考上の卷



三種神器名考

伊勢貞丈著

八咫鏡 釋日本紀曰、釋氏曰、咫尺近也、又行也、孫愔云、賈遠云、八寸爲咫、孫油云、說文中、婦人手長八寸謂之咫、周尺也、鄭注、周禮作、咫、今按、左氏傳、天威不遠遠、咫尺是也、○宋韻曰、咫、咫尺、賈遠云、八寸曰咫、○唐韻曰、咫、諸是切、八寸曰咫、十寸曰尺、○玉篇曰、咫、之爾切、中婦人手長八寸也、此下有大神宮式及天德御記之文、今省略

之、彼八咫鏡、徑八寸歟、重鏡大神宮式、槌代一具、高一尺、深一尺四寸、內徑一尺六寸二分、外徑二尺云々、若就講書之說者、圓數六尺四寸、其徑二尺一寸三分餘、難奉納彼御槌代內、可爲此儀者、八咫之義已以相違、旁非無疑、殆廻今案、咫字者、中婦人手長八寸、謂之咫云々、夫天照大神者陰神也、伴御鏡已奉剛大神之御像、然者摸婦人手長、奉鏡之於八寸歟、寸法相合御記之文之上、非無所表乎、加八字者、神道之所尊、爲八卦數之故歟、以上釋日本紀之文

貞丈按ニ右ノ釋日本紀ノ說ハ牽強附會ニシテ誤也後代巫學者流ノ徒其誤ヲ悟ラズシテ是ヲ主張シ更ニ牽強附會ヲ添ヘテ神祕口訣ト稱ス可笑事也夫神代ニハ文字ナシ書籍マナシ唯ヤタノカヰミト云フ名ノミ有リテ其名ヲ口ニ言フノミニテ文字ニ書クヲナシ應神天皇十五年百濟國ヨリ文字書籍渡リシヨリ後始メテ文字ヲ書キ習ヒ書籍ヲモ讀ミ習ヒ漸々ニ文字ノハタラキモ出來シ時ニ至リテ古老ノ世々ニ語り傳ヘシ神代ノ故事ヲモ記シ



八坂瓊曲玉 舊説ニ曰ク八坂ハ其玉ノ出タル地名也瓊ハ字書ニ赤玉トアリ曲ハ其形ノ勾ルヲ云フ也  
 貞丈按ニ此ノ説非ナラム歟八坂ト云フ地何ノ國ニ在ルヤ今ノ京ノ八坂ナルヤ明徴ナシ蓋八坂ノ字ニ付キテ造  
 ンル妄説ナラム然ルニ赤玉トスルモ形ノ曲ルト云フモ亦信シ難シ凡ソ上古ノ書ニ神ノ世ノ詞ヲ記スニハ其ノ  
 詞ニ合セテ文字ノ音訓ヲ借リテ書ク故眞文字足ラズサマノニ書クナレバ字義ニ拘リテ説ヲ造ルベカラズ  
 今文字ヲ離シテ熟考スルニヤト云フハイヤノ上畧ニテ彌也サト云フハス也ストサト音相通ズルユニス轉シテ  
 ナミナリタル也スハスムノ下略ニテ清也カニト云フハカリ也リトニト音相通ユエカリヲ轉シテカニトナリタル  
 也カリハヒカリノ上略ニテ光也マカハマトカノ中略ニテ圓也マカハマトカノ中略ナレバカノ字音  
 カリノマドカ玉ト云フソヲ略シテヤスカリノマカ玉ト云ヒ又ソレヲ轉シテヤサカニノマガ玉ト云フ也是ニ文  
 字ヲ尤テ、見レバ彌清光圓玉トナル如此書キテハヤサカニノマカ玉トハ訓メザル故其詞ニ合セテ他ノ字訓  
 ヲ借リテ八坂瓊曲玉トモ八尺瓊勾玉トモ書ク也ヤサカニノマカ玉ト云フハ玉ノ温潤清光アルヲ褒美シテ云フ  
 詞ニテ唯神器ノ玉ノミニ限リタル名ニハ非ズ日本紀景行天皇十二年秋九月甲子朔戊辰紀曰、爰有女人、曰神  
 夏磯媛、其從衆甚多、一國之魁帥也、聆天皇之使者至、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劍、中枝挂八咫鏡、  
 下枝挂八尺瓊、亦素幡樹于船舳、參向云々又同紀、仲哀天皇八年紀曰、春正月己卯朔壬午、幸筑紫時、岡縣  
 主祖熊鷹、聞天皇車駕、豫拔取百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劍、下枝掛八尺瓊、  
 參迎于周芳婆磨之浦、而獻魚鹽地云々、又同紀、同年月日ノ紀曰、又筑紫伊都縣主祖五十述手、聞天皇之行、  
 拔取五百枝賢木、立于船之舳、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劍、參迎于穴門引嶋、而獻之、  
 因以奏言、臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是

十握劍、平天下矣云々、右ノ八尺瓊モ八坂瓊ニ同シ外ニ八尺瓊ト云フ物ナク紛レテ八坂曲玉ト云フヲ略シ  
 テ云ヘル也右ノ賢木ノ枝ニ掛ケシ八尺瓊ハ神器ノ玉トハ別ナレバヤサカニノマガ玉ト云フハ惣テ玉ノ美稱ナ  
 ルガ故ニ是等ヲモ八尺瓊ト云ヘル也八坂八尺ノ文字ニ拘ルコ勿レ又五十述手ガ詞ニ如八尺瓊之勾、以曲妙御  
 宇ト云ヒシハ、其玉ノ形ノ曲ルニハ非ズ玉ノ理文ノ輪ノ如ク卷キ巡レルヲ勾ト云フ故妙ノ字ヲ添ヘテ曲妙ト  
 書キ給ヘリ又日本紀垂仁天皇紀曰、昔丹波國桑田村有人、名曰瓊媛、則瓊媛家有犬、名曰足往、是犬咋山獸  
 名牟士那、而殺之、則獸腹有八尺瓊勾玉、因以獻之、是玉今有石上神宮云々、此ノ八尺瓊勾玉モ神器ノ玉ト  
 ハ別也貉ノ腹中ヨリ出タル玉也美玉ナルガ故ニ褒メテ八尺瓊勾玉ト云フ也又此ノ玉貉ノ腹中ヨリ出デシヲ  
 八尺瓊勾玉ト稱スルヲ以テ神器ノ玉八坂ト云フ地ヨリ出デント云フハ妄説ナルコト知ルベシ尺モ坂モ皆借リ  
 字也文字ニ拘ルコ勿レ

附 錄

神璽考 八咫鏡草薙劍八坂瓊曲玉廣茅何レモ天照大神ヨリ直傳相承ノ神寶ナレバ鏡劍ノ二ツハ天皇即位ノ時  
 先帝讓位ノ驗ニ後帝ヘ授ケ賜フ物ナレバ鏡劍ノ二ツヲ指シテ神璽ト云フ璽ハシルント云フ意ニテ讓位ノシルシ  
 也玉ト矛トハ讓位ノ驗ニ授ケ賜ハザル物ナル故神璽トハ稱セズ神寶トハ稱スベシ古語拾遺ニ鏡劍ノ事ヲ記シテ  
 (此ノ本文前ニ引キ) 自註ニ所謂神璽之劍鏡是也ト云ヘリ此ノ外上古ノ書ニハ皆鏡劍ノ二ツヲ指シテ神璽ト云ヘリ又  
 國史古書等ニ天皇即位ノ事ヲ記シタル所ニ鏡劍ヲ奉ル事ハ見エタレドモ玉矛等ヲ奉ル事ハ見エズ崇神天皇ニ至  
 リテ神傳ノ鏡劍ヲ摸シテ新ニ鏡劍ヲ造リ舊物ハ兩種共ニ伊勢國五十河上ニ神宮ヲ建テ、納メ祭ラル伊勢大神宮  
 是也(劍ハ後ニ尾張國) 新造ノ鏡劍ハ宮中ニ留メテ讓位ノ時新帝ニ授ケ賜フ是ヲモ猶神璽之鏡劍ト稱ス古語拾遺ニ見

廣茅何レモ天照大神ヨリ直傳相承ノ神寶ナレバ鏡劍ノ二ツハ天皇即位ノ時  
 先帝讓位ノ驗ニ後帝ヘ授ケ賜フ物ナレバ鏡劍ノ二ツヲ指シテ神璽ト云フ璽ハシルント云フ意ニテ讓位ノシルシ  
 也玉ト矛トハ讓位ノ驗ニ授ケ賜ハザル物ナル故神璽トハ稱セズ神寶トハ稱スベシ古語拾遺ニ鏡劍ノ事ヲ記シテ  
 (此ノ本文前ニ引キ) 自註ニ所謂神璽之劍鏡是也ト云ヘリ此ノ外上古ノ書ニハ皆鏡劍ノ二ツヲ指シテ神璽ト云ヘリ又  
 國史古書等ニ天皇即位ノ事ヲ記シタル所ニ鏡劍ヲ奉ル事ハ見エタレドモ玉矛等ヲ奉ル事ハ見エズ崇神天皇ニ至  
 リテ神傳ノ鏡劍ヲ摸シテ新ニ鏡劍ヲ造リ舊物ハ兩種共ニ伊勢國五十河上ニ神宮ヲ建テ、納メ祭ラル伊勢大神宮  
 是也(劍ハ後ニ尾張國) 新造ノ鏡劍ハ宮中ニ留メテ讓位ノ時新帝ニ授ケ賜フ是ヲモ猶神璽之鏡劍ト稱ス古語拾遺ニ見



て此の姫を歌の神とすると考ふるに玉津島の神の御歌とて

「たちかへり又も此の世にあとたれん名もあもしろきわかのうらなみ」

此の歌を以て和歌を好み玉ふ神なりとて歌の神とするなるべし然れども此の歌日本書紀に見えず又同紀に載せたる衣通姫の歌の風調とは異にして後代の風躰也然れば後人の僞作なり此の歌の上の句佛家の説を以て作りたりたちかへりは輪廻再生也此の世は今世也あとたれんは垂跡也是皆佛家の詞也衣通姫は二十代允恭天皇の妃也佛法は三十代欽明天皇の御宇に始めて渡り來れりされば衣通姫は佛法を知り玉はねば佛説を以て歌よみ玉ふ事はあるべからず此の事心つかずして後人みだりに僞作したる歌を何のわきまへもなく尊信して玉津島の神を歌の神也と思ひしはあやまりあり

人麿 此の社は石見國海邊松林の中にあり延喜式神名帳に此の社は見えず後に國司などの私に建てしあるべしこれへも享保八年二月正一位を授け玉ひければまさしきおほやけの神社とあれり人麿は持統天武の兩朝に仕へ奉り歌に巧なりし人なりければ尤歌の神とすべし然れども古今集紀貫之が序におほきみつ正三のくらわかきのもとの人まろなうたのひじりなりける中又やまのべのあか人といふ人ありうたにあやしうたへなりけり人丸はあか人がかみにたゝん事かたくあか人は人まろがしもにたゝん事かたくなん有けるごみえたり然らば人まろと赤人が歌のくらゐはまさり劣りあらずざるを何の故によりて赤人をばさしおきてひとり人まろのみを歌の神にするぞと考ふるに人まろの歌なりとて

「ほのくゝとあかしのうらのあまざりにしまかくれゆくふねをしぞれもち」

と云ふあり歌學家の説に此の歌の詞過去現在未來の三世佛法の妙理をのべたり甚深き秘傳口訣あり凡人の及ぶ

べき歌にあらず此の歌をよみ給ひし故歌の神とする也といへり按ずるに此の歌萬葉集には載せず古今集羈旅の部によみ人しらすの歌あり此の歌の左に註してある人のいはくかきのもとの人まろが歌ありとあり如此なればまさしく人まろが歌とも定めがたきあり今昔の物語第二十四世俗部に今はむかし小野篁と云ふ人ありけり事ありて隱岐國に流されける時舟に乗りて出て立つとて京に知りたる人のもとにかくよみてつかはしける

「わたの原やろしまかけてこぎ出でぬと人につけよあまのつりふね」

明石と云ふ所に行きて其の夜やどりて九月ばかりの事なりければ明ばのにねられずしてながめわたるに舟のゆきが嶋かくれするを見てあはれと思ひてかくなんよみける

「ほのくゝとあかしのうらのあまざりにしまかくれゆくふねをしぞれもち」

と云ひてぞ泣きけるこれは篁が歸りてかたるを聞き傳へたる也と見えたり此の物語に據れば人まろが歌にはあらず篁が歌也古今集の左註のある説には人まろが歌と云ひてたしかにあれども定めがたきを後代の人強ひて人麿におしつけて羈旅の歌を佛説にとりあし牽強附會の僻説を造りて作者の本意を害する事此の歌のみに限らず多くありそれを秘傳口訣などいひて人を惑はしむる事歌學者流の通癖なりさればほのくゝの歌によりて人まろを歌の神とすといふは誤なり人まろは歌に堪能なりしかば歌の神とすところいふべけれざるにても赤人をば歌の神といはぬは心得ぬ事なり

歌神 およそ何の神といふは上古其の事の始を開きたる神を其の事の始祖として何の神といふなり古今集貫之が序にこの歌あめつちのひらけはじまりける時よりいできにけりしかはあれども世につたはりし事久かたのあめにしてはしたてるひめにはじまりあらがねのつちにしてはすとのをのみことよりぞ出でたりけるごあり





印字下之  
公諸國之  
也、所謂  
也、印者  
內印也、  
大政官者  
案及六位  
以下、所  
探之、記  
也、見子  
公、式、令

物ヲ賜フ時ハ太政官ヨリ其事ヲ仰スレバ中務省承ケテ主鈴ニ仰セテ其事ヲ奉仕セシム少納言ハ其場ニテ其事ヲ監視ス監視ハ見テ居ル也今俗ニ目付ト云フニ同シ又其鈴傳符以下ノ物ヲ返納スル時モ右ニ同シ

令聞書一條攝政多長公記曰少納言云々納言ノ名ハ大納言ト同シケレモ是少事ヲツカサドルニ依リテ少納言ト云ヘリ註ニ請ニ進鈴印ニ及賜ニ衣服如レ此少事ヲ掌ル也請進鈴印云々鈴ハ驛路ノスヤ也君ノ使ニ遠ク行ク時鈴ヲ賜ヒ又官符ヲ給ヒテ其鈴ニキザミノ數アリ其キザミノ數ニ依リテ驛路ノ馬ニノリテ鈴ヲ振りテ遠ヲ經ルナリ傳ノ符ト云フハ傳馬ヲ云フ也此ノ符ニモキザミノ數アリテ其數ニ依リテ傳馬ニノル驛ノ馬ハ善馬傳馬ハ次ノ馬也是等ノ官符鈴印ナドハ少納言奉行スル也賜フ時モ又返シ奉ル時モ(同シ歟)ヨリテ請進トハ云ヘリ進付飛云々飛驒ト云フハ國ニ急事ノ有ル時ニ早馬ヲタツル事ナルニ云フ也サテ飛驒トハ云フ也其時モ文宮ニ鈴ヲ入レテ給フ也木契ト云ヒテ木ニキザミヲシテ其キザミノ數驛ノ馬ニ乗ルナリ其書函ニ木契鈴ナドヲ入ル、也(下略)

貞丈案ニ右聞書ニ驛鈴ノ尅數モ傳符ノ尅數モ共ニ馬ノ數トシ善馬次ノ馬ノ差別アリトス然ラバ人夫ノ數ヲバ何ニ依リテ定メンヤ是ハ義解ノ驛子傳子ノ文義ヲ見誤レル也或說ニ驛鈴十尅ハ馬十疋ヲ出ス各驛子一人副ヲ傳符三十尅ハ人夫三十人ヲ出ス傳子は也餘ハ是ニ倣ヘト云ヘリ此說善シ又聞書ニ書函ニ鈴大契傳符ナドヲ入レテ給フトアルモ誤也令ニモ式ニモ見エズ延喜木工寮式ニ飛驒函ノ寸法アリ左ニ大ナル宮ニ非ザレバ書函ト鈴ト傳符ト三物ハ入レガタカル可シ且又延喜內記式ニ飛驒函ヲ封ズル事アリ左ニ鈴傳符ヲ函ニ入レテ封シタラバ取出ス事ナラズ驛舍ニ至リテ何ヲ證ニシテ人馬ヲ出サシメンヤ函ニハ勅符ノ文書ヲ納レテ固ク封シ別ニ驛鈴傳符ヲ相副ヘテ給ハルヲ飛驒函鈴ト云フ也

延喜木工寮式曰、飛驒函、(長一尺一寸六分、廣三寸、深二寸三分、廣)

同主鈴式曰、凡行幸從<sub>レ</sub>駕內印、并驛鈴傳符等、皆納<sub>ニ</sub>漆篋子、主鈴與<sub>ニ</sub>少納言共預供奉、其馱者左右馬寮充<sub>レ</sub>之、又曰、凡飛驒并驛傳函、及遣<sub>ニ</sub>勅海國<sub>一</sub>勅書、太政官牒者、主鈴封<sub>レ</sub>之

同內記式曰、凡在外官飛驒奏事者、大臣奏畢、即令<sub>ニ</sub>內記作<sub>ニ</sub>勅符<sub>一</sub>、大臣自持昇<sub>ニ</sub>殿上奏覽畢、少納言、中務輔、內記、主鈴等請印、封<sub>レ</sub>函發遣、「中見」

同中務省式曰、凡在外官上飛驒函者、少納言奏進、若不在者、見在丞已上奏進、其報下飛驒者、少納言并輔已上一人、內記二人、共入<sub>ニ</sub>內裏<sub>一</sub>行<sub>レ</sub>事、「中見」

內裏儀式少納言等常式曰、皇帝御<sub>ニ</sub>紫宸殿<sub>一</sub>時、左近衛府將監一人、引<sub>ニ</sub>近衛一人<sub>一</sub>、開<sub>ニ</sub>左掖門<sub>一</sub>、(佐時)大舍人詣<sub>ニ</sub>延政門<sub>一</sub>叩門、少納言付<sub>ニ</sub>奏案於<sub>レ</sub>關司<sub>一</sub>云々、就<sub>レ</sub>位奏云、少納言姓名我申給<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>止申勅曰將來升<sub>ニ</sub>自<sub>ニ</sub>南階<sub>一</sub>進差退待<sub>ニ</sub>御覽<sub>一</sub>訖勅曰令<sub>レ</sub>申關司傳<sub>ニ</sub>宣云姓名等<sub>一</sub>乎令<sub>レ</sub>申掃部寮立<sub>ニ</sub>漆案於<sub>レ</sub>版下<sub>一</sub>少納言就<sub>レ</sub>位奏曰太政官奏久某國

其使等乃進<sub>ニ</sub>進<sub>一</sub>若若干乃剋乃鈴若干口若干剋傳符若干攻進止申勅曰収之稱唯又曰某事<sub>一</sub>緣<sub>ニ</sub>某國某人<sub>一</sub>給若干剋鈴若干口若干剋傳符若干枚官符若干枚合賜<sub>ニ</sub>流鈴若干口傳符若干枚官符若干枚<sub>一</sub>印賜止奏勅曰収之稱唯喚<sub>ニ</sub>主鈴名<sub>一</sub>主鈴稱唯少納言退立<sub>ニ</sub>廊前<sub>一</sub>主鈴就<sub>レ</sub>權取<sub>レ</sub>印少納言引復就<sub>レ</sub>位主鈴捺<sub>レ</sub>之少納言監<sub>レ</sub>之訖奏云印捺者勅曰給部少納言稱唯引主鈴収<sub>レ</sub>印退出掃部寮撤<sub>レ</sub>案<sub>一</sub>(下略)

續日本紀曰、延曆八年夏四月乙酉、先是伊勢美濃等關例、上下飛驒函、關司必開見、至<sub>レ</sub>是勅自今以後不得<sub>ニ</sub>輒開<sub>一</sub>、(貞丈曰ク此文ヲ見テ函中ニ驛鈴傳符ヲ雜納セザル事ヲ考フヘシ)

百練抄曰、治承四年九月廿二日、右近權少將平維盛朝臣爲<sub>レ</sub>追<sub>ニ</sub>討關東賊徒<sub>一</sub>發向、承平天慶之例、幽玄之間、今度就<sub>ニ</sub>嘉承例<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行也、不<sub>レ</sub>給<sub>ニ</sub>節刀<sub>一</sub>、賜<sub>ニ</sub>驛鈴<sub>一</sub>、(貞丈案ニ源平盛衰記平家物語ニ記セル所モ亦百練抄ニ同シ)

盛衰記ニハ鈴ヲ革ノ袋ニ入レテ人ノ頭ニ懸ケサセテ下リタル由見エタリ

禁秘抄太刀曰、鈴印、同記(貞丈云ク上ニ匡房記ヲ引ク)俊實通俊曰、伴鈴太有、與物也、或六角或八角云云、

上古少納言伺見歟(貞丈曰ク上古少納言伺見歟ノ八字ヲ以テ考フルニ後代ニ至リテハ鈴ヲ唯寶物ニシテ固ク鎖

シ置キテ出シ用フル事ナキ故見タル人ナシサレバ俊實通俊等モ鈴ノコトハ見ズシテ其ノ制形ヲ傳ヘ聞キタルノミ

ナル故六冠八冠ヲ六角八角ト傳シ誤レリ冠ト角ト音相似タル故紛レタル也鈴ノ冠數ハ公式令ニ見エタリ既ニ前

ニ抄出シヌ○又曰ク隱岐國造ガ家藏ノ驛鈴ノ圖ヲ見ルニ六角ニシテ其ノ腹背ニ驛鈴ノ二字ヲ篆書シテ鑄付ケタ

リ其ノ六角ニシタルハ右ノ俊實通俊ガ説ニ依リテ造レル也又驛鈴ノ二字ヲ付ケタルハ却リテ疑ハシ且冠數ナシ

其ノ作者唯禁秘抄ノミヲ見テ公式令内裏儀式等ヲハ見ズ冠數アル事ヲ知ラズシテ妄作セル者ナリ

萬葉集八曰、先妻不待ニ夫君之喚使、自來時作歌一首、(貞丈曰ク此ノ歌越中守大伴宿禰家持作也此ノ歌ニ教

諭史生尾張少昨ニ歌有リテ其次ニ此ノ歌アリ先妻ハ少昨ガ先妻也夫君ハ少昨ヲ指シテ云フ也)

左夫流兒我伊都伎之等能爾須受可氣奴波由麻久太禮利佐刀毛等騰呂爾○貞丈云クハユマノマ音相通ナリ

仙覺律師ガ抄(文永六年)ニ成ル)曰クさぶることは道行女婦の字也(貞丈曰ク萬葉ノ本註ニ見エタリ)すゝかけぬはい

まくだれりとは官使のゆきて宿する所をば驛路といふハイマヂとよむなり官より鈴を賜はりてそれをしるしに

て驛へゆく鈴をふりあらして宿する也國王七ツの鈴をもちて七道へつかはすには官使に一つ給はる也七鈴のな

りに一ツはくちのかけたる鈴なりそれを給はりぬる使は道の間よろづに付けて物めしといひつたへたりさてか

の鈴をふりならすを聞きて馬のはみものなどを供するをはいまご云ふなるべしゆといと同韻の故也しかるに家

持の宿禰(貞丈云ク家持に非ず尾張少昨と云ふ人也)越中にいたりて在國の間あそび姫さふると思ひけるに

家持か先妻(貞丈云ク家持が妻にあらず少昨が妻あり)不待ニ夫君之喚使、自來、たれば鈴かけぬはいまくたれ  
りといふあり(貞丈云ク少昨ガ先妻ノ事ヲ家持ガ歌ニ作レル也仙覺抄誤レリ仍今是ヲ正ス)

堀川院百首和歌に曰く(關 匡房

「相坂の關のせきもりいで、見よむまやつたひに鈴きこゆあり」

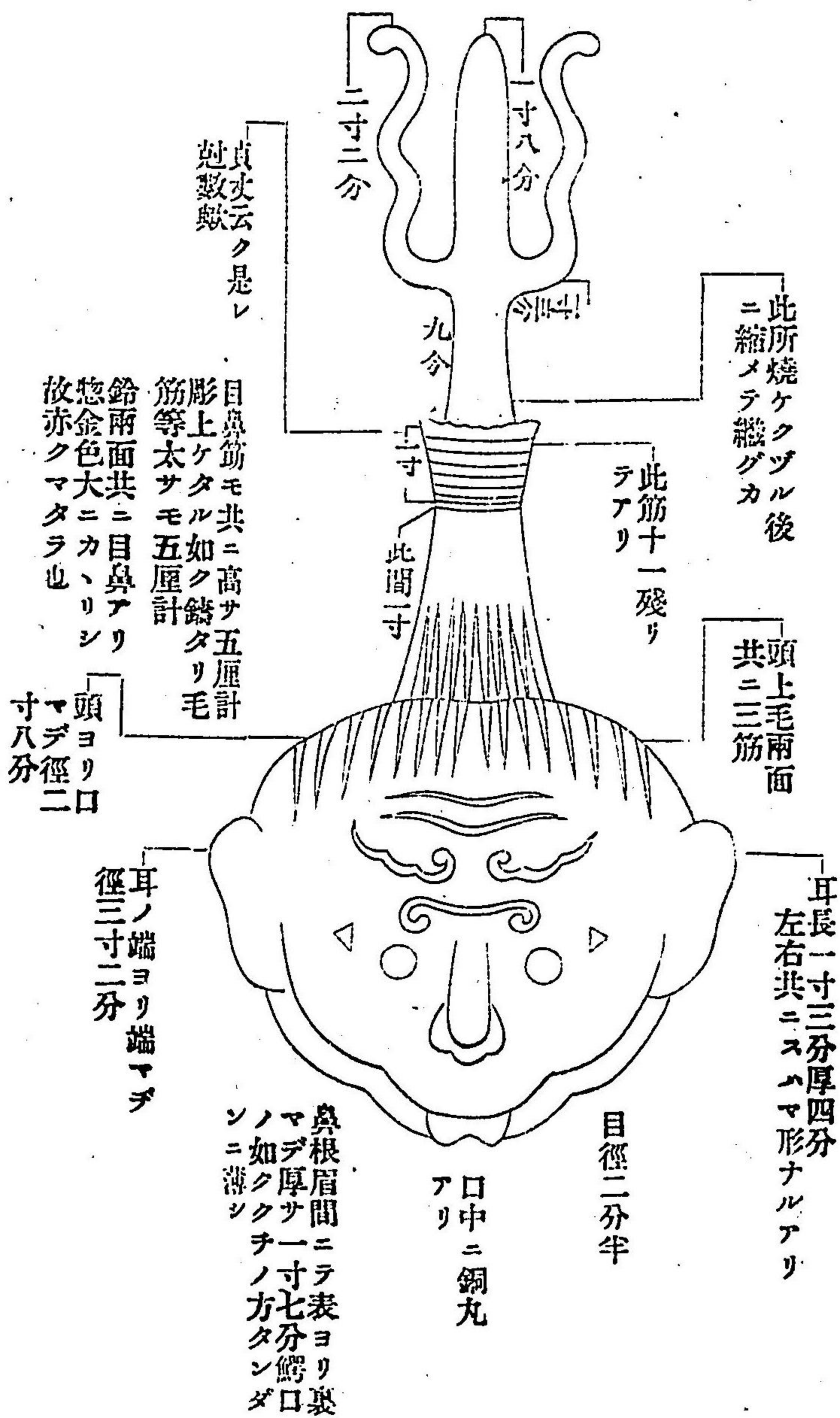
同次郎百首和歌に曰く○鈴虫 仲賢

「あつまぢの不破のせき屋のすゝむしをむまやにふるとおもひけるかあ」

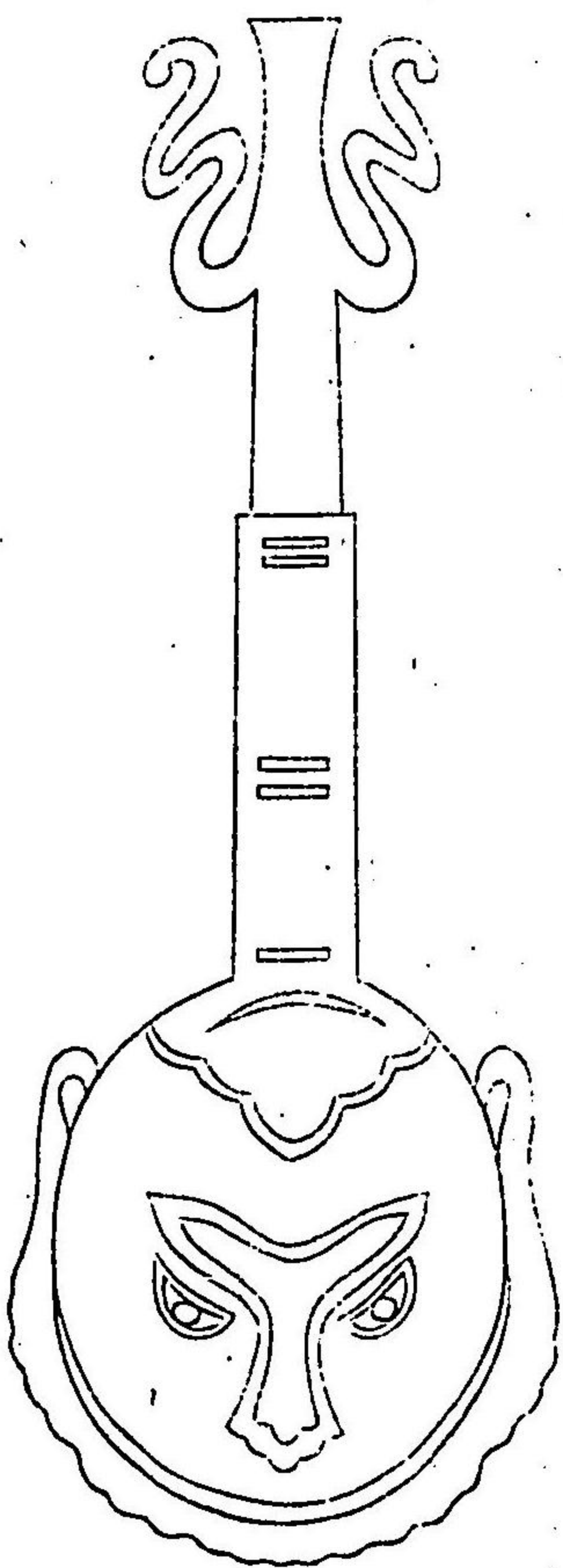
(貞丈云くむまやは驛舎なり鈴は驛路の鈴をいふなり)

貞丈曰ク公式令、内裏儀式等ノ所見驛鈴ニハ必冠數有リ古書ニ其ノ制形ヲ圖セシ者ヲ未ダ見ザレバ詳ナラズ今  
世此處彼處ニ驛路鈴ト稱シテ藏スル者希ニ有レドモ其ノ制形各同カラズ且冠數モ無シ信シ難シ唯下總國葛飾郡  
吾嬬神祠ト常陸國鹿嶋郡正等寺ト此兩處ニ藏スル者其制形大同クシテ少シク異也其ノ形狀蚪ノ後脚ヲ生シ  
タランガ如クニテ其ノ背腹ニ眼耳鼻口アリテ鬼面ニ似タリ其ノ柄ニ冠數ト謂フベキ者アリ其ノ體吾ガ朝ノ人ノ  
意巧ヨリ出ツベキ者トハ見エズ思フニ上古吾ガ朝家ノ制度儀物唐朝ヲ摸擬セラレシカバ驛鈴モ亦唐制ヲ摸セラ  
レシニヤ彼ノ兩鈴共ニ大ニ同シケレド少シク異ナル所アルハ造作ノ時世ニモ依ル歟古キ官家ノ文書ヲ見ルニ天  
子ノ御印ヲ捺シタルアリ其ノ文字天皇御璽ノ字様曲直肥瘦少異アリ官印亦然リ是レ時世ニ依リテ少異アル也彼  
ノ兩鈴ノ少異モ亦其ノ類歟彼ノ鈴冠數ト謂フベキ者アレバ是レ其ノ眞物ニモヤアルラン左ノ圖ノ如シ

下總國葛飾郡吾嬭神祠所藏驛路鈴圖 (法蓮密寺)



常陸國鹿嶋郡正等寺所藏驛路鈴圖



貞丈云ク此筋上中下合セテ五ツコレ尅數歟

林信智所題、鹿嶋正等寺所藏驛路鈴圖、贊并序、先王之政足以徵於今者、莫如器、故其器存則其政可傳而記焉、其器亡則豈惟政而已乎、併名無聞矣、驛鈴之爲器、雖徵王代所傳、而或行師、或差使、則必賜之以表王命、其過驛也、振以給馬、猶道人振木鐸以狗于路也、職員令、延喜式、所謂、飛驒函鈴者是也、天慶年中、清原滋藤、從藤原忠文、過清見關之日、吟杜句鶴驛路鈴聲夜過山句、至今爲美談、亦可以證矣、然其器絕無、而僅有者、世無得而見焉、常陸國鹿嶋郡正等寺印藏、其形勁正、其製朴右圖以傳諸、好古者、於是昭代之文物燦然庶乎不熄也、源康懿君閱其圖、有所感、而請贊其首、因贊曰、

前代之器 鈴云乎哉 餘音安在 道象此來

迢遙驛路

荏苒風埃

考古博古

惟其所裁

壬子夏五月下泮林信智禹玉甫書

音にのみ傳へきくなるはゆまぢのすいこのふること猶たづねばや

(天明四年甲辰二月八日伊勢平藏貞丈書)

### 俗説辨母衣説辨

井澤蟠龍子が俗説辨後編に曰く俗説に云く纒は軍陣にて敵とくみあふとき下にならざる爲にまうけたるものなり  
 羅山子云く弓馬の家に軍陣のとき母衣をかくる事あり胞衣につゝまるゝ時は動氣あれども無念無心あり我か心  
 静にして虚なる時はよく慎む故に白刃を恐れず矢石のあたるべきをまはゝからず進みゆく此の時胞中にある時  
 と同じきやうにすべき心持にして母衣をかくるありこれによりて母衣の製法今どきの單羽織道服あどの如く肩  
 背に打ちかけ左右の手を袖より通して胸の下に紐をつけてむすぶ也弓馬の家に秘することなれば世の人母衣の  
 製法を知る者まれなり武士としては此の義を考へざるべけんや(神道折中俗解)

貞丈按に敵と組みあふ時下にならぬ爲にまうけたる物也と云ふ説の意は近代のほろは籠などを包み貸ひて背  
 に大きな丸き物ある故倒るゝ時あふのけになりたくてもほろにてつかへてあふのけにならずといふ事か又  
 はほろの中空ある故風にてほろを吹きうかめて組みどころぶ時ほろに引づられて下にならずといふ事歟右兩  
 様の利方あるにもせよ敵もほろをかけたらは敵にも右の利方あるべし其の時はいかゞすべきや但し我がほろ

かけたる時は敵をえらびて組まば我がほろの利方あるべからん歟笑ふべし羅山子胞衣にかたごといへるは  
 下學集の説によれり胞中にある時の如く心を慎み白刃をも恐れず矢石をも憚からず進つくべき爲に母衣をか  
 くるといへるは大儒に似合ざる浮言なりそれ戰場に赴く者の白刃矢石を恐れざるは勇氣のなす所也勇氣をは  
 けます事は義を守る事の強ければ也何ぞほろをかくるに依らんや勇氣あらざる者ほろをかけたればとて勇氣  
 の發すべきいはれもあし又單羽織道服などの如く着る物といへるも妄説也後世に至りて古代のほろの鉢用を  
 知る人少く剩へ好事の徒新説を作り出して直垂に似たる物を繪圖にあらはして古代のほろきぬといふ物也と  
 云ひて人を欺く者あり羅山子其説を信じて羽織道服の如く思はれしなり古代のほろの製は近代の物と異也古  
 代ほろ籠ほろばねあを包みてさし物の類とあす事あし又其の用も組打の時下にあらぬ爲に設くるにあらざ  
 胎中に在るまねをするにもあらす災難をのがるべき爲のまじなひ物にもあらす古代のほろの鉢用愚考別に壹  
 冊の書にあらはしつる故こゝに畧しぬ庸才淺學の輩は自ら事を辨論することあたはず不稽杜撰の説なりとも  
 大儒博士の説とだに聞けば其の名に迷うて妄に尊信して其の誤を覺ゆる事なし蟠龍子が如き大才博學の士す  
 ら羅山子が浮言妄説にまごはされて俗説辨に載せたり况や庸才淺學の輩をや予もまた庸才淺學にはあれども  
 かのほろの事をばすこしく辨じかくなりこれや愚者千慮の一得あらんかとはおもへどもいかゞあるべからん  
 みづからのあやまちをささる事のなきこそかなしけれ

(明和九年夏五月十八日伊勢平藏貞丈識)

### 古鏡色目叙

楠正成曰、介冑要撰堅札、勿求文飾矣、是所以誠棄實執虛者也、故古者、勇將猛士撰札而施飾、其堅可以保

身體、其飾可以助威儀也、國俗稱其飾、爲威毛者、助威儀之謂也、爰吾友多賀常政、求聞古鏡威毛名稱、是以今探舊記、聊寫其名稱、而應其求也、然管見淺識、揚一漏九耳、

明和八年辛卯春正月

東都扈從隊士

伊勢

平藏

貞次

錄

古鏡色目

緋威鏡

或作火威  
續世繼物語

保元物語  
平家物語

義經記  
太平記

盛衰記  
承久記

明德記  
尺素往來

增鏡

緋威腹卷

會我物語  
義經記

緋威鏡敷目二拵へタル

異本保元物語  
太平記

糸緋威鏡

志本草子

糸緋威胴丸

高館草子  
鎌田草子  
志太草子

紅威鏡

東鑑  
盛衰記

紅坐濃鏡

東鑑  
太平記  
平治物語  
尺素往來

黑糸威鏡

東鑑  
義經記

平治物語  
太平記

平家物語  
庭訓往來

保元物語  
異制庭訓

盛衰記

黑威腹卷

平治物語  
義經記

平家物語  
會我物語

盛衰記

赤革威鏡

東鑑  
盛衰記  
平家物語

赤威鏡

東鑑  
梅松論

平家物語  
古事談

盛衰記

赤威肩白鏡

盛衰記(肩白見)  
尺素往來

肩白赤威鏡

東鑑

赤革肩白鏡

梅松論

小櫻革威

東鑑

小櫻威鏡

義經記  
高館草子  
庭訓往來

小櫻威腹卷

盛衰記

櫻威鏡

東鑑

萌黃糸威鏡

盛衰記  
異制庭訓

萌黃糸威腹卷

盛衰記

萌黃威鏡

東鑑  
義經記

平家物語

萌黃威腹卷

盛衰記  
義經記

萌黃威胴丸

會我物語

萌黃白鏡

平治物語  
承久記  
盛衰記  
鎌田草子  
平家物語

萌黃句小腹卷

承久記

藤威鏡

東鑑

黑革威鏡

東鑑  
承久記

保元物語  
義經記

太平記  
梅松論

庭訓往來  
異制庭訓

黑革威大荒目

盛衰記

黑革威大荒目コカネマゼタル

平家物語

紫糸威鏡

東鑑

紫坐濃鏡

平治物語  
鎌倉大草子  
平家物語  
湘崖拔集  
盛衰記  
庭訓往來  
太平記

淺黃糸鏡

保元物語

藍白地黄返鏡

保元物語

小櫻黃返鏡

盛衰記  
平家物語

黃白地鏡

義經記

黃糸威鏡

太平記

黃威鏡

梅松論

黃威腹卷

太平記  
梅松論

白糸鏡

太平記

白糸鏡妻取

明德記

唐綾威鏡

太平記  
梅松論  
平家物語  
庭訓往來

紺唐綾威

太平記

白唐綾威大荒目鏡

保元物語

朽葉唐綾威鎧

保元物語

萌黃唐綾疊坐紅威鎧

盛衰記

澤瀉威鎧

保元物語 平治物語  
異制庭訓(面高糸威)

萌黃澤瀉威鎧

盛衰記

澤瀉威腹卷

義經記

逆澤瀉腹卷

義經記  
尺素往來

伏繩目鎧

保元物語 平家物語  
盛衰記 義經記

伏繩目鎧

太平記 庭訓往來  
尺素往來(作摺索目)  
異制庭訓(作附子繩目)

紫威鎧

盛衰記

紫革腹卷

保元物語 梅松論  
異制庭訓

洗革鎧

平治物語 平家物語  
盛衰記 太平記

洗革大鎧

盛衰記  
太平記

洗革鎧妻取

太平記

洗革腹卷

盛衰記

卯花威鎧

保元物語 太平記  
高館草子 尺素往來

卯花妻取鎧

太平記

檀匂鎧

平治物語 尺素往來  
太平記

品革威鎧

盛衰記(又作此奈草作科草)  
尺素往來 平家物語

紺糸鎧

太平記 庭訓往來(紺糸威)  
異制庭訓

紺糸腹卷

盛衰記

白幅輪紺糸鎧

太平記

赤糸威鎧

盛衰記 梅松論  
承久記

敷目ニマキタル赤糸威鎧

義經記

赤糸腹卷

太平記

檜鳥威鎧

太平記(或作鸛威)  
尺素往來(作鸛威)

唐錦威鎧

高館草子

紺坐滋鎧

盛衰記

黃返鎧

盛衰記

練貫威鎧

異本明德記  
尺素往來

大荒目鎧

太平記

大荒目一枚交鎧

盛衰記

三枚革大荒目鎧

保元物語

大荒目コガネ交セタル鎧

平家物語

黒革ヲ二寸ニ切テ一寸ハ疊テ威タル鎧

義經記

麴麿筒丸

太平記

筒丸腹當

明德記

薰草威中二道黒革ニテ威タル腹卷

明德記

薰草腹卷

應仁記

白幅輪鎧

太平記

朱札赤糸具足

應仁別記

胸板白腹卷

義經記

糸毛鎧

太平記

鐵鎧

盛衰記  
續日本紀(太神宮奉納也)

金鎧

東鑑  
百練抄(太神宮へ奉納也)

革鎧

續日本紀 三代實錄  
延喜式

取妻取腰

尺素往來

黒革威腹卷

應仁記

薰草鎧

異本太平記

威毛名稱古記所載者大槩如右也二百年以來之書所載者不取之

(前太平記續太平記等所載威毛名稱後世撰者所杜撰者也)

追加

練色威 異制庭訓

赤草黃糸腹卷 庭訓往來

色々威 參考太平記

紺下濃鎧 同前

金幅輪大鎧 同前

二ツ引両中一通り威鎧 同前

萌黃一通り紫ニテ威タル鎧 同前

白綾威腹卷 應永記

威毛名稱始

鎧威毛ノ名其始詳ナラズ續世繼物語ニ大内記保胤ト云フ博士人々ノ文ノ得失ヲ評論シケル事見エタリ其中ニ匡衡ノ文ヲ評シテ云ヘル其詞ニ曰ク匡衡ガヤウハモノ、フノアケノカハシテヒラドシノカハシタルキテエナラヌコマノアシトキニノリテアフサカノセキヲコユルケシキナリトゾ申ケル云云保胤ハ一條院ノ御宇ノ人ナリ是ヲ以テ考フルニ一條院ノ御宇既ニ緋威ナド、云フ名アリシ然レバ威毛ノ名ドモハ猶夫ヨリモ先ノ御代ヨリアリシ事ニコソアルベケレドモ其始ハ詳ナラス(又古ノ文ニテ緋威ハ草威ナルコトヲモ知ルベシ)

(明和八年辛卯春正月平貞丈)

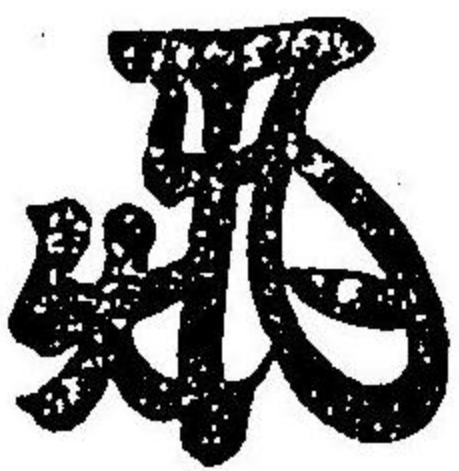
鏡鞍之記

古書所レ謂鏡鞍者、今人不レ知其制、而妄言僻說、區々紛々、未レ足以信ニ也、予考諸鞍日記ニ而知、爲予弟子橘守本ニ聞予說ニ而知焉、一日守本告曰、昨閱市會見ニ鏡鞍ニ矣、予并躍急賸得以爲ニ家珍、嗚呼斯鏡鞍也、若非予與守本之知、則爲ニ佗擲ニ子弊厥ニ哉、夫良馬爲ニ伯樂ニ知ニ其駿、君子爲ニ明主ニ知ニ其賢、斯鏡鞍亦有似者乎

安永三年甲午秋七月廿日

江府扈從隊士 伊勢平藏貞丈記

右ニ記スル所ノ鏡鞍形普通ノ如クニテ輪面無海輪ノ外眞鍮ヲ張リテ覆輪ヲ掛ケ内ハ黒漆也



右ニ云フ所ノ鏡鞍左ノ由木及後輪ノ切組ノ處ニ此ノ花押アリ伊勢氏代々并ニ弟子ニモ比花押見エズ

鏡鞍之制古書之正說

諸鞍日記御幸鞍ノ篇ニ曰ク移ノ形ニテ赤銅ヲ外ニ打テテ掛ヲ覆輪掛ケタリ此ノカチニ各ガ紋ヲ打テテ付ケタリ(中略)鏡鞍共ニ

貞丈按ニ諸鞍日記ト云フ書ハ移鞍御幸鞍唐鞍水干鞍前駈ノ鞍等飾様ノ故實ヲ記シタル書也其ノ鞍ト云ヘルハ皆鞍橋バカヲノコニ非ズ總躰ノ飾リ様ノ總名ヲ何鞍ト名付ケタルナリ(後世鞍橋ノ字ヲ畧シテクラホチハカリノコニ用フルコニナリタリ)右ノ書ハ元武州金澤ノ稱名寺ニ藏シテ傳ヘタリシ書也古ノ金澤文庫ノ遺物ナルベシ享保年中將軍家御尋ニヨリテ稱名寺ヨリ献上シタリシナリ抑本文ニ移ノ形ニテト云ヘルハ諸鞍日記移鞍ノ篇ニ移ト云フハ覆輪打付ケタル鉢鞍也二ツ由木ヲ掛ケタリ云云此ノ事ヲ移ノ形ニテト云ヘル也是移鞍ト



云フ飾ヲスル時用フル鞍橋ハ鉢鞍覆輪バカリ掛ケテニツ由木ヲ掛ケタルヲ用フ（ニツ由木ノ掛ケタリトアルヲ見レバ古ハ由木一枚アルモアリシト見エタリ）御幸鞍ト云フ飾ヲスル時用フル鞍橋ハ移鞍用フル鉢鞍ノ形ニテ其前後輪ノ外ニ赤銅ノ薄キ板ガテヲ打チ掛ケテ輪ノ頭ニハ覆輪ヲ掛ケテ板ガテノ前ニ各ガ紋ヲ打チ付ケタルヲ用ヒシ也是ヲ御幸鞍ノ鞍橋トモ云フ也鏡鞍ニハ赤銅ヲ用フルト本式アル歟桃花葉ニモ鏡地（赤銅）ト見エタリ或ハ赤銅ナラヌモアル故紛ヲサシガ爲ニ赤銅ト注シ玉ヒシ歟ソレモ赤銅本式ナルガ故ノ注ナルベシ（按ニ古書ニ赤銅トアレド唯銅ナルベシ黄金白銀ト云フト同例ナラム）又飾抄ニ鏡鞍ノ縁ニ臥組シタルヲ見エタリ（覆輪ノ際ニ臥組スル歟）又同書ニ鏡鞍ノ縁ニ掘物シタルヲモ見エタリ（覆輪ニ毛彫スル歟）前ニ云フ如ク鏡鞍ハ赤銅本式ナルニヤサレドモ又古書ニ金鞍銀鞍白鞍等ノ名見エタリ皆鏡鞍ノナリ其ノ證ハ下ニ記スベシ○鉢鞍ト云フハ前後輪ノ形圓クシテ扁キ鉢ヲニツニ破リタルガ如クナル故ノ名ナルベシ古ハ前後ノ輪三角ナルモアリシ故紛ハシ又爲ニ鉢鞍ナド名付ケシナルベシ（先年酒井雅樂頭源忠恭朝臣所藏寛治年中制作ノ水晶地ノ鞍ノ模形ヲ見シコアリシ其ノ前後輪ノ形將基ノ馬ノ如ク三角ナルモノナリ）諸鞍日記唐鞍ノ篇ニ形ハ移ニ同シ但シ黒鞍ナリトアルヲ同書移鞍ノ篇ニテ考フレバ移ト云フハ覆輪打付ケタル鉢鞍也ニツ由木ヲ掛ケタリトアリ然レバ唐鞍ニ用フルモ鉢鞍也春日神殿ノ唐戸ニ畫ケル所ノ唐鞍ノ傍馬ノ繪ヲ以テ考フルニ其ノ鞍橋前後輪形圓也是前後輪ノ形圓ナルヲ鉢鞍ト云フ證也今ヤ世ノ鞍橋前後輪圓クシニツ由木ヲ掛ケタルハ即チ是鉢鞍ト云フ物ナルベシ此ノ鞍橋ノ前後輪ノ外ニ薄キ板ガテニ張リ覆輪ヲ掛クレバ即チ是鏡鞍也

鏡鞍近世之妄説

或曰鞍ノ前後輪ヲ丸ク彫テ圓鏡ヲ入ル、也○或曰鏡草一名ガニイモ又一名シクイモ云フニスルナリ○或曰常ノ鞍ニ鏡蓋手ヲタ

ルヲ云フ也

貞丈曰ク右ノ諸説古制ヲ知ラサル妄説也妄説ハ臆度ヨリ出ヅル物ナレバ限アルベカラズ

鏡鞍古書所見

傍抄ニ曰ク久安五十一年日吉行幸三位中將兼兵鏡鞍有縁ニ臥組已上同○又曰同同保安五十二御馬栗毛鏡地鞍但鏡地物  
 又曰祭引治承三四廿一近衛使右少將顯家引馬鏡鞍○又曰嘉保二四十七江記曰美作守自此早出立鞍右大將被借橋鏡並鏡也○桃花葉葉日鏡具鏡地（赤銅）○保元物語曰後朝白河月毛ナル馬ニ鏡鞍置テゾ乗タリケル○平治物語曰信賴謀白ク黒クサル躰ナル馬ニ正鏡鞍置テ引立テタリ○又曰源氏鹿毛ナル馬ノハヤリ切タルニ鏡鞍置カセテ人ノ馬ト同頭ニ引立テタリ○平家物語曰落ノヤガテ此馬ニ鏡鞍置テ白山ノ社ヘ神馬ニ立テラル

白鞍金鞍

鎌倉年中行事曰正月五日鞍ハ白鞍同覆輪内ハ白焼付中塗鞍金燈雖非御法公方様依被召之斟酌アル也  
 貞丈按ニ白鞍ハ銀ノ鏡鞍也古書ニハ金ノ事ヲ黃ト記シ（黄金ヲ云フ）銀ノ事ヲ白ト記セルコアリ（白銀ヲ云フ）本文ニ曰ク覆輪内ハ白焼付トハ内ト云フハ覆輪ヨリ内ノ鏡ノ處ヲ云フ此處ヲ張ルカチハ銅ニ銀ヲ焼付ケタル也内ハト云ヘルハノ字ヲ以テ考フレバ覆輪ヲバ無垢ノ銀ヲ用フルナリ是剝カルコトヲ慮リテノコナルベシ  
 金鞍モ金ノ鏡鞍モ其ノ制白鞍ニ准シ知ベシ

東鑑卷九文治二年六月六日御馬漆毛白鞍ニ泥塗獅子丸打物○又曰卷十六建久十年九月廿三日依召奉送神馬鹿毛駁私鞍ノ御  
 太平記曰卷十三后山道河越彈正少弼ハ餘ニ風情ヲ好ミテ引馬三十疋白鞍置テ引カセケル○又曰卷九足利殿上落事其外乗替ノ御馬ニトテ飼ヒタル馬ニ白鞍置テ十疋○曾我物語曰卷八宮土ノ連錢芦毛ナル馬ノ三尺ニ餘リタルニ白鞍置カ

セ云々

銀鞍

按ニ銀鞍モ白鞍ノ事也説前ニ注ス銀ノ鏡鞍也

東鑑曰卷廿二建保四御馬一疋置ニ銀鞍一〇又曰卷廿四建久二馬三疋銀鞍系鞍一〇又曰卷四十四建長馬一疋銀鞍厚總  
年正月廿八日 (甲午七月廿二日平貞丈書)

武藏鐙の辨

- 一 武藏鐙の名伊勢物語夫木抄新猿樂記庭訓往來等に見ゆたり爰に近比鐵地カのふるき鐙を得たりかこくびの正面に金澤住と銘あり(兩方とも同じ)金澤武藏國の地名也(相州鎌倉の近隣なり)然れば此の我が得し鐙は即ち武藏鐙也
- 一 加賀國金澤鐙あり右にいふ所の我が鐙とは大に違ひたり其の差別左にしるす
- 一 加賀の金澤鐙は大形にしてかこくびそりあほのきはとむねぬみ淺くして中みね廣く大きにつき出でたり我が鐙は小形にてかこくびそらひあほのかずはとむねもろゑみにて中みね少し高く出で惣躰作鐙の形に似て賤しからず
- 一 加賀鐙は銘に加州金澤住とあり我が鐙の銘は加州の二字なくたゞ金澤住とあり
- 一 加賀鐙は惣躰に紋様に象眼を入れたり我が鐙は無紋にして象眼なし(加賀鐙に象眼をきもあれども武藏鐙とは形大に異なり)

隨筆十三  
六十(四)百  
大(十)百  
藏(十)百  
始(十)百  
但(十)百  
ニ(十)百  
四(十)百  
ナ(十)百  
キ(十)百

- 一 加賀鐙はさすが(俗にいふびしよがねの事)左右のわかちあり我が鐙はさすが無左右にしてさすがの袋はへうたんすかし也すかしの外にきちやうめんあり
- 一 加賀鐙はきちやうめんをかし我が鐙は肩よりやなひば通り舌先まで外稜にきちやうめんあり
- 一 加賀鐙は鐵新らしき故肌をめらかにして色黒し我が鐙は鐵古き故肌さび荒ありて色紫也惣躰甚だふるびていかに古物と見ゆ

右我が鐙と加賀の金澤鐙と同じからざる差別也然れば我が鐙の銘に金澤住とあるは加賀の金澤にあらず武藏の金澤なり武藏の金澤にて作りたるは即ち武藏鐙也今は武藏の金澤に鐙つくる者絶えてなし

武州金澤小形也  
作形ニ似テ賤カズ



カコクビ  
ソラズ  
此所ニ金澤  
住ト銘アリ  
作者ノ名ハナシ

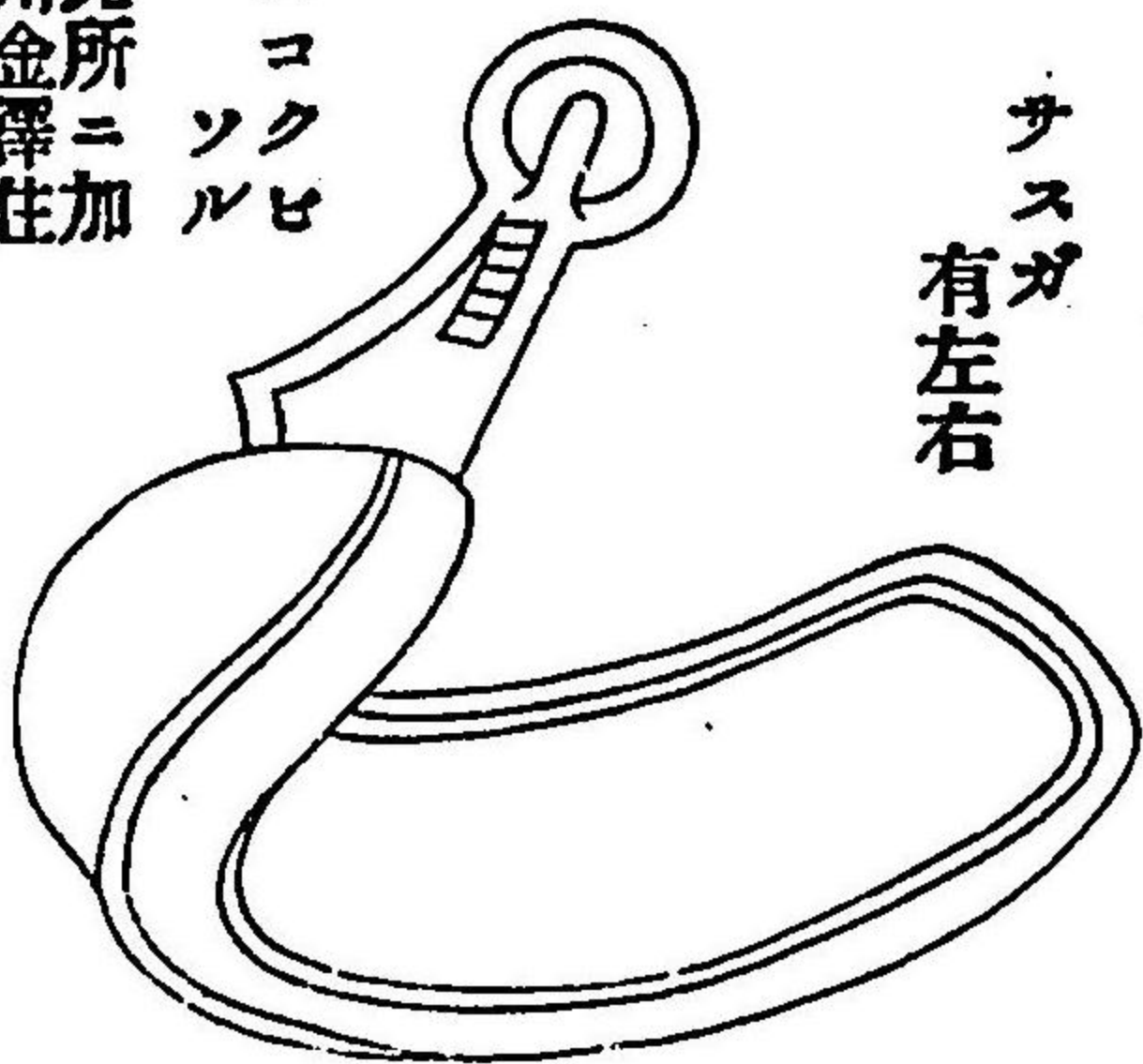
サスガ  
也無左右

ヘウタン  
スカシ  
キチヤウ  
メンアリ

惣躰  
象眼  
鐵地也

キチヤウ  
メンアリ  
ハトム  
子少シ  
高シモ  
ロエミ  
ホロク  
アリ

加州金澤大形也  
形田舎キメテ賤シ



カコクビ  
ソル  
此所ニ加  
州金澤住  
某ト作者  
ノ名アリ

サスガ  
有左右

惣躰  
象眼  
鐵地也

ハトム  
子弘ク  
大ニウ  
キ出  
モロエ  
ミホロ  
クケナ  
シ  
キチヤ  
ウメン  
ナシ

右の繪圖下以て武藏の金澤鎧と加賀の金澤鎧と同じからざる事を知るべし我が鎧を加賀鎧なるべしといふ人もある故其のたがひたる趣しるし置くなり

一 武藏鎧は甚だ古き物なり後代の鎧は武藏鎧の形を本にして作り來れるあるべし

(天明元年辛丑十二月七日平藏記)

正 三 記

一 水嶋ト也ガ傳ノ小笠原流ノ書ニ十張弓之卷ト云フ物アリ是ト也ガ安作ナリト云フ事ヲ知ラザレバ惑フ故左ニ記ス其書ニ曰ク

○夫弓一カト云フ事八百五十目又八十目相應ノ矢八文目ナリ弦ハ三文目五分ナルベシ是十一歳ノ人弓始ニ可用口傳

按ニ弓一カノ説多賀高忠聞書之旨ニ違ヘリ

○作形弓竹弓也童子射初之時用之○圖白木上下カブレ籐ズリ籐アリ

○紫話弓紫竹ニテ打タル弓也公家將軍用之仍テ桑木ニ可順付尻籠箭鷹羽之的矢可有院參時鳥打紙ニテ左卷ニシテ弓ヲ右ニ持ツ其日ノ大將軍ト知ル例モアリ○圖上下カブレ籐矢ズリ籐アリ

○籠弓ハ將軍持之籐之卷留何モ廣サ一寸一分ツ、也是ヲ紫話ノ弓ニ卷ク時ハ紫籐弓ト云フ也○圖カブレ籐七所

卷(七德七曜)矢ズリ籐五所(五常)鳥打三所卷(三寶光神三光)附革五卷(木火土金水)附下籐七所卷七其

下五卷(五)本ハズカブレ籐三卷(三)弓重ヌリ籐白

○腹形弓惡魔降伏同産處ニ用之天指也指七寸宛卷梅檀籐也矢ズリ四寸籐籐也○圖末ハズ本ハズセンドン籐各七寸矢摺籐四寸矢ズリヨリ上センドン籐迄ノ間四所卷附ヨリ下センドン籐迄ノ間五所卷弓黒ヌリ籐白

○弦音弓梓ノ木ニテ打タル白木弓也同竹ハ外竹ヲ眞サマニ打チ内竹ヲ逆様ニ打ツベシ弦ハ塗弦也此弓内裏ノ大床ニテ反閉シ鳴弦スルナリ是梓弓祈弓トモ云フ平人ハ不可用之○圖末ハズ本ハズカブレ籐矢ズリ籐アリ○羅形弓騎馬弓也薄赤漆ノ弓梅檀卷スガ糸ニテ八分ニ卷ク矢摺四寸卷塗弦懸可用○圖上ハズ梅檀卷矢ズリ籐アリ其中間七所卷附下六所卷其下梅檀卷アリ矢ズリ籐ノ所ニ四寸ト書キタリ

○流弓柳ニテ作りタル弓七黒ヌリ紙一寸ニテ七德三光五形ヲ卷クナリ白弦掛流鎗馬弓也○圖弓黒ヌリ籐白末本ハズカブレ籐アリ矢ズリ籐アリ上ノカブレ籐ノ下鳥打七所卷(七德ト書キタリ)其下三所卷(三光ト書キタリ)附下五所卷(五形ト書キタリ)

○水早弓糸ニテ細ク廣サ様々ニ卷ク友色ニ赤漆ニテ塗リタル頭也籐ハ遣ハズ帝御狩之時騎馬弓也同矢籠ノ矢十六鷹羽上矢ハ白羽四立ナルベシ○圖末本ハズカブレトウ矢ズリトウアリ上ノカブレ籐ノ下十五所卷附下十一所マキ卷組カブレ籐矢ズリトウハ外也

○剋龍弓様々ニ籐ヲ卷ク同色ニ籐ヲ黒塗ニシタル弓也是ヲ塗籠籐ト云フ白弦掛用○圖末本ハズカブレ籐矢ズリ籐アリ此外ニ附上十四所卷附下七所卷籐モ黒ヌリ也且七所ノ内一所ニ附ノ下ニ直ニ付卷

○白桐弓桐ニテ打タル白木ノ弓五所ニ二寸八分ツ、籐遣ヒタル弓也赤弦掛化障ノ物ヲ可射弓也○圖末本ハズカブレトウ矢ズリ籐其外ニ附上中間一所附下中間一所籐卷

以上圖形畧之

- 一 重強ノ弓ニハ太キ弦ヲ掛クル也
- 一 輕弱ノ弓ニハ細キ弦ヲ掛クル也
- 一 重強弓ニハ太キ重キ箭ヲ用フベシ
- 一 輕弱弓ニハ少シ輕キ箭ヲ用フベシ
- 一 通矢ノ事浮テ輕キ箭ヲ用フル也羽ハ鷄ノ鳴尾ヲ付クル也(根先細カヨシ口傳)
- 中 物ニ中ル矢ノ名ヲ云フ
- 黃 射タル所ニ矢目ナキヲ云フ
- 天 空ノ物可射矢也(拵様口傳)
- 居 不動物ヲ射也不動トハ又射矢也矢根尖矢也
- 剋 矢目跡クサル矢也
- 金 金通ル矢之名也

應永廿四年八月十有五日

寛正五十月日

- 小笠原備前守 持長
- 同 民部少輔 持清
- 多賀豐後守 高長
- 多賀豐後守 高忠
- 水島ト也之成

伊藤甚左衛門幸氏

右小笠原并ニ多賀氏ノ奥書有之トイヘドモ古書ニ非ズ水島ト也ガ妄作之書也古傳ニハアラズ信用スベカラズ又云ク柳ノ木桐ノ木ニテ弓ヲ造ル事古書ニ會テ無之事也笑フベシ又云ク寛正ノ比通シ矢ト云フヲ無之談海養之廿六日、寛文十一辛亥十一月ノ比、小笠原丹齋へ式正ノ御弓矢品々被仰付出來ニヨツテ今日差上ル於御座之間備上覽

- |            |     |          |    |
|------------|-----|----------|----|
| 一 青漆御弓     | 二張對 | 一 黃漆御弓   | 同斷 |
| 一 赤漆御弓     | 同斷  | 一 白漆御弓   | 同斷 |
| 一 黒漆御弓     | 同斷  | 一 三所籐御弓  | 同斷 |
| 一 村重籐御弓    | 同斷  | 一 爾舎御弓   | 同斷 |
| 一 卦朱御弓     | 同斷  | 一 紫漆御弓   | 同斷 |
| 以上 右何モ袋ニ入ル |     |          |    |
| 御鑷矢十二筋     |     |          |    |
| 一 愛敬之御鑷矢   | 一手  | 一 三角之御鑷矢 | 同斷 |
| 一 染羽之御鑷矢   | 同斷  | 一 楊柳之御鑷矢 | 一手 |
| 一 荒目之御鑷矢   | 二手  |          |    |
| 以上         |     |          |    |

貞丈曰ク右ノ御弓ノ中三所籐村重籐黒漆ハ古書ニモ其名見エタリ青漆以下黃赤白紫爾舎卦朱等ノ弓ハ古書ニ會

ヲ見エズ又品々ノ鏑矢モ古書ニ會テ見エズ小笠原家ノ古傳書共ニ其名見エザレバ其製作ノ式ハ猶無之是皆丹齋ガ妄作也荒目ニテ神頭作ル事ハ高忠聞書ニ見エタリアラメニテ鏑矢作ル事古傳書ニハ見エズ又弓ヲ一對ト云ヒテ二張ゾ、同様ニソロヘテ作ル事古代ニハ會テ無之進物ニモ二張ハ贈ラヌコト也二張ノ弓ヲ引クトテ忌ム事也(二張ノ弓ヲ引クトハ軍ニ出テテ初ハ敵ニ向ヒテ弓ヲ引キ後ニハ心ガハリシテ身方ニ向ヒテ弓ヲ引クコト云フ也是ニ心アル武士ニテ不忠ナル故忌ミキヲフナリ)

若シ人ニ二張贈ルコトアレバ一張ヲバ張替ト名付クルナリ小笠原丹齋源直經ハ先祖赤澤山城守清經ヨリ出テテ小笠原ノ一族ナリシ由武藝小傳ニ見エタリ然レバ本氏ハ赤澤ナリシヲ後ニ小笠原氏ニ改メシト見エタリ丹齋初ハ浪人ニテ在リシヲ大猷院殿ノ御代召シ出サレテ御旗本ノ士トナリタリ延寶六年戊午十二月廿日卒ス(小傳ニ見エタリ)

右丹齋調進ノ御弓矢ノ制ハ小笠原ノ古傳書ニ會テ無之事ナレバ其故實ニ非ザル趣ヲ記シタル也然レドモ丹齋小笠原ヲ名乗ル家ナレバ定メテ古傳書之外ニ別ニ深キ秘傳アリテ調進シタル者ナルベシ右ノ如クニ記セバ他ノ家ヲ誹謗スルニ似タリ他人ニ對シテ語ルベキニ非ズ唯我ガ子孫心得ノ爲ニ私ニ是ヲ記シ置ク也今モ丹齋ガ子孫御旗本ニ在リ名ヲ平兵衛ト云フ也小笠原ハ源氏ナルニ代々平兵衛ト云フモ何ノ故アリテ平ノ字ヲ付クルカ

(安永二年正月三日始記之平貞丈)

### 太刀打刀腰物腰刀さや巻の考

太刀打刀腰物腰刀さや巻は何れもいつ比より起り候哉その用いにか

答太刀は舊事紀に生太刀見えたれば神代より始まりし物にて候べし打刀の事始詳からず候東鑑平家物語盛衰記等に見え候へば是も古よりありしなり腰の物腰刀さや巻此の三名は一物にて候是は短刀の名也舊事紀に天目一箇神刀造らせ給ひし事見えたれば神代より始まりし也延喜式に刀子とあるは腰刀の事にて候然れば上古よりありしなり

#### 脇指之考

昔脇指を用候節こしらへかたいかさしやういかゞいつ比よりいつ比迄用候や今のわきざしはいつ比如此成候哉

答本名脇指の刀と申候刀と申は及物の惣名にて脇にさし候物故脇指の刀にて候太平記卷十三兵部卿の宮薨去の條に淵邊伊賀守御胸の上に乗懸り腰の刀抜きて御頭を掻かんとしければ宮御頭を縮めて刀の先をしかと呀へさせ給ふ淵邊した、かなる者也ければ刀を奪はれ奪らせじと引合ひける間刀の鋒一寸餘り折れて失せにけり淵邊その刀を投げ捨て、脇指の刀を抜きて先御胸の邊を二刀さすとあり右腰刀といひ刀と云ふは兩名一物にてさや巻の刀即ち首かき刀にて短き物也右のわきざし刀と云ふも頭かき刀同前に短き物にて是は隠劔と申して懷中に隠してさす物にて候淵邊も鎧の引合の内に隠して持ちたるにて候べしわきざしの拵則ち當世のあひくちにて候鞘尻を丸く拵候は懷中におしはさみ置候故懷の中衣服に障らぬ爲に丸くする也帯にさ、ぬ物故折かねは不入也下緒を短くする事はその結玉を懷中にて帯の通りにさしはさみしめ置きて外へはしり出ぬためなり小刀はかくして笄をさすなり鞘を錦などにてぬひくるみにもする也義經記曾我物語等に見えたる守り刀右の如くぬひくるみ也守刀といふは即ち脇指也兼覺記に行成卿實方朝臣にえはし打ち落されしにいとさわかずして守刀よりか

うがひとり出して幾搦れし事見えたり扱脇指はいつ比より懐中より出して外にさす事になりたるかと考ふるに東山殿の比下々の者は腰刀の代りにさし始めたりと見ゆ(將軍奢侈世上貧窮になりし故如此なる器儀ありしか)貞親教訓書云(此の書長祿元年の記也)當世ある人のいへるに脇指とて人に隠してさす事あり御前などにたとひ人の見ぬやうにさしたるも人に見付られたるは上位へ對しいかなる野心のあるなどといはれて出事たるべし脇指さす事は軍陣物詣旅行などの時似合べき也中間小者などには似合たるあり仁たる者の脇差と見せてさす事いかある手がらとも覺えず當世はや人のふるまひ下劣になる後代の若き者の彌さぞと思はるゝなりとあり然れば東山殿比より下郎の者脇指を外へ出して指す事始めしより事起りたるなるべし蜷河道標記にも脇指の事貴人の前へさし候て出候儀は如何に候哉殊更官仕の時は猶以不可有之内々にてはさる候はん歟とあり又大内問答(大内義興問伊勢守答永正六年記)にも脇指の事を隠劍とて人に見せざる様に自然さゝれ候歟殿中などへは努々御さしなき事にて候とあり右の如く懐中に隠してさす物なる故其の寸尺をもおしはかり知るべし柄鞘かけて八九寸には過ぎざるゆゑ當時の脇指と元來は同物なれども今は寸尺長くなり鋤を入れて打刀のこしらへにありたり如此こしらへたる事いつ比より始まりしといふ事詳ならず思ふに信長秀吉など戰國大亂の時より一變したる物あるへしたゝその形の残りたるは鞘尻の丸き所のみ也今のこしらへになり候へども元祿寶永の頃迄は尺はあまり長くはあらざりし享保の初頃より長脇指いでと彌長くなりたる也

軍に用候太刀の圖いか

答軍に用候太刀は糸巻の太刀又はいか物作とて候糸巻は當世さや巻の太刀と唱へ候物にて候いか物作は兵庫くさりの太刀小尻鞘かけたるを申候糸巻の太刀は今時武家直垂の時帶候太刀にて替りたる物にてもなく候間

繪圖にも不及候

打刀の圖はいか

答これたゞ今大小と申してさし候大の事に候古はつば刀とも申候目前に有る物ゆゑ繪圖に不及候

腰刀の圖いか

答腰刀とも腰物とも刀ともさすがとも小サ刀とも申候本名はさや巻の刀と申物にて候長さ及の分七八九寸迄の物にて候鞘うるしぬり柄はさめを付るも候又は鞘柄ともに唐木にして筒金入たるも候つかは巻かす鋤入れに刀かうがいさして長き下緒付るさやしりはけたに切也さや尻に犬まねき付くるも付けざるもあり今の世の小サ刀の尺を短くして柄を巻かす鋤を取りのけ候へば即ち古の腰刀にて候別に繪圖に不及候但し大の腰刀鞘に横にきざみめ有りたとへば海老のかうの如し又きざみめなきもあり本はきざみめあり

(明和八年卯二月伊勢平藏貞丈右多賀氏常政問也)

武備根元

天下の武將の武備は旗本の勇士厩の駿馬城郭溝壘武器鞍具兵糧等様々品々多し何れを以て武備の根元とすべきやと考ふるに右に云ふ所の品々は皆枝葉にて根元にはあらず根元は天下の治め方にて候天下の治め方は執事の人武道をみがき武具馬具等不足なく調へ貯へ萬民各其の家業を失はず懈さく務め各安堵して上の政事を悦びたのしみ武將をば神佛の如くに思ひ朝夕手を合せて拜む程に貴び候ゆる上より仰せ渡さるゝ事はうはべばかりつゝしみ畏るゝにあらず心の中眞實に隨ひなびき奉る故世の中靜に治まり候如此あらば世には逆意を起し謀をど

企づる者亦候もしも左様の悪徒ありとも世の人ゆるさず候ゆゑ忽其事あらはれ候世の中ゆたかあれば火付盜賊等の悪徒も甚少候如此天下おだやかに治まり候政事は武備の根元にて候此の根元を建てかためたる上にてさまざまの武備を設け武威を張りて不慮の用心に備ふべきにて候此の根元をかためず候時は武備を設くるも益あく武威もうすくなり候扱およそ益ある事と害有事とあらべて申さず候へば益ある事も明に知れがたき物にて候ゆゑ武備の害になり候事を是より末に申にて候武備の害になりけるは主君の氣に入りたる出頭人の心正直ならず身持正しからず利慾をか器量小く無學にして廣く天下を治め家道を知らざる者を執事の職に申付て天下の政事を行はせ候へば武備の根元を執り失ひ武威もうすくなり候かの無學にして器量小く利慾深き者は天下の万民よりも金銀は甚だ貴き物と心得候によりて天下の政事の廣大なる事を知らずかのれが小家に所帯を取りはこぶが如く心得て金銀だに澤山にしめてみ置けば萬事に滯る事なしと思ひおのれが利慾ふかきに似せて政事を行ふに金銀の事を以て本とし儉約と號して吝嗇を行ひ候儉約と吝嗇とは大に違ひ候事にて候儉約と申は無益の事には錢一文をもきびしくつかはす益ある事には一度に百万圓の金をもまけ出しつかふを申候吝嗇と申は無益の事はいふに及はず益ある事にもわつかの金をつかふ事ををしみて甚しわくきたなき事をするを申候此しわき事を好む人は君の御爲と名付けて天下の事をそら盤の面にて考へ出し天下万民の金銀を上へしぼり上げて御藏へつめてむ事ばかりを専らに勤候これを御爲者と云ふ此爲者の仕方は天下の政事にては無之御金藏の世話役と申べく候執事の職分にあらず候金銀いか程御藏にみち候とも兵糧の盡きたる時かの金銀にて米を買ひてくても番無之時或は敵に糧道を絶ち切られたる時に至りて米の代に金銀は食はれず又敵の寄せる時金銀が飛び出でて敵を防きたるためにもなく候右の如く天下の金銀を上へしめ上げ御藏へつめてきびしく出ださず候時は世

上に金銀甚だばしくなり万民貧窮してくるしければ利慾の心盛になりうはべは權威に恐れて上にしたがふ如くに見ゆれども内心には上を恨み背く心出來候上と下と金銀を争ひて様々のわるたくみをする中に諸色のあたひ甚だ高直にして諸人の難儀に及び候如斯なる時は世人の心人倫の道を忘れ親子兄弟の中にて金銀の損徳をあらそひ不和にある事もあり奉公する者は主人の眼をかすめてひそかに盜取り不忠を致す事もあり世人の心大に恥をかきても金銀をだに取れば手がらと思ひ甚しきは人をころしても金銀をうばひ取る事を好む依之世上に火附盜賊かたり者すりのなどの類の悪徒多く出來て死罪流罪等を行ふにひまなしこれ世上の困窮に依りて悪事をするあれば上よりおとし穴を作り置き人をつき落すに同じ世上の人の風俗金銀損徳の事につきてわる氣を廻し疑ひ深くうらより回りて人の胸中をさぐり狐疑猶豫甚しく相互に油断せず心をゆるさず實義なる事は少しもあく候如此人の情の曲りひがみ悪くなるも皆世の貧窮より起る事にて候武士も貧窮すれば家内の親族家來等をはごくみ置くべき手當うすく物足らず苦しさに堪へかねて自然と志さもしくきたなくなりて金銀をむさぼり知行どる者も來年の物成を先納させ其の上に臨時に用金を申し付くる故百姓窮して恨をふくみ地頭をばあだかたきにしてあなごるゆゑ地頭の威勢もなくなり候知行所にて金銀調へがたければ町人の金を借る故町人をねんごろにしもてはやすに付きて町人金銀を鼻にかけて威勢をふるひ武士をあそりいやしむし借りたる金銀返済滯る時は奉行所へ訴へ武士に恥をあたへて其の金をとり返す故いよく武士の威勢はあくなりて町人の威勢はますます盛になり候百姓町人等威武を恐れざるは亂逆の基にて候又甚だ困窮に至りては金銀を取らんが爲に博奕にかゝり博奕にても金銀の手に入らぬ時には盜賊にもなる事有之候又武士遊女ぐるひをする事も有之是うは氣より起る事には候へども是も元は金銀を借るべき爲に下賤の町人風情の者どもと熱意に交る故かの下賤の者

にさうはれ一度が二度になり度重り後には本心をうしあひ家をほろぼすに至り候も貧窮に依りて身を軽く持ちあす故にて候世上に金銀多くて貧窮にあらざれば武士は武士の格式相應に身を持ちて行儀を亂さず下賤の者と熟意に交る事は無之候故下賤の者の風儀の移る事は無之ものにて候右の如く武士の風儀の下賤に變じ候事は武備のほろびうせたるの第一にて候扱又かの御爲者の政事天下の金銀を上へしめ上るに付きて下々の者共謀をめぐらし運上を以て上をあやし利徳を得んことをたくみ出だし一ヶ年に金子いかほど上納仕るべく候間何商賈何の間屋を私一人に被仰付被下候様奉願といへば願の通り申付くるに依りて上と願人との利徳になりて其の外諸人の難儀となる然れども上さへ利徳あれば諸人の難儀になる事はかまはず又昔より制禁の事をも金子いかほど上納仕るべく候間御免被下候様奉願といへば是も上へ利徳さへ付けば制禁の法度を破りて願の通り申付くる事も有之又表向には願取上げざる分に見せかけ内々にてはゆるして制禁を破るを見ぬふり聞かぬふりにしてさし置く事もあり如此上へ金銀をしめ上るに付きて様々の害になる事出来て一天下の貴賤万民困窮難儀出来り武備の根元ほろび失する事を可申候彼の執事の人は元來利慾深き故政事にも金銀を上へしめ上るを上の御爲と存候故まして我が身の爲に金銀をむさぼりとする事油断はなく候先内々にては主君の奥向の女中へとり入り機嫌を取り女中に能き人ありと思ひ付かせて御前の取なしを頼み何がしなくてはならぬと思しめし御意に入る様にしあして其の威勢を以て万事賄を取りて我がまゝにとり計らふ物にて候然る間諸士面々にかの人の機嫌を取り役替立身の願を頼むには必ずまひなひを送るに願叶はざるはなし是も諸士貧窮する故今はほとどの金子を出すは大儀かれども役替をして大蔵になれば此の金子はとほ取り返して其の餘はいか程の利徳ありと算用して手にもたぬ金を様々のてだてを以て調へてわれがちに送りて立身を頼めばかの執事の方にて何の祝ひかの祝ひ病氣にも本復にも花見にも月見にも金銀を音物に送らざる事なくかの家來の者にては金銀を送りて取りなしを頼み惣て諸士の風儀追從輕薄して機嫌を取る事を専らとし常に其の風しみてみて餘人に對してもばか感敷うはぬめりして人をあやなし實義といふ物は少しもなく商人の風にて武士の氣分には曾てなし少しも武士めきて理屈をいひ一かどある人をば古風なるばか者と名付けてあざけり笑ふ是亦武備の中の衰へたる事の一つ也大身なる者はまひなひを出だして執事の同役となるもありその人も亦一つ穴の狐なるゆゑ主君をばかして賄を取りて萬事を取りはからふ事は同じ物にて次第〳〵に此の同類のあとつき幾人も出来候へば悪しき政事はやむ事あるまじく候如此まひなひをむさぼり主君の目をぬすみて何とも思はぬ大利慾の悪人はもし軍起りたる時敵方より賄を送れば心がはりして敵に内通して主君の首を切りて敵方に送る事もしかねまじき者にて候又主君の目をかすめてまひなひを送りて立身を頼む者も軍起りたる時主君まけ色見え敵の勢強く勝色の見えたる時は敵方にまひなひを送りてうらがへる事をもしかねまじく候取るも送るも共に不忠の心底のもの共なれば油断はならず候甚だ大切なる事に候武備の大なる害にて候また諸役人の上に立つ執事職の人賄をむさぼる故の風儀自然と其の下に立つ諸役人以下の輕き小役人までに移りてまひなひをどらざる者はなければどもたれとがむる者もこれなく始には甚だ隱密に取りたるも年月の重なるに隨ひては常の事になり後にはたし顯はして取るもやるも作法の如くに成り候これ諸人の迷惑する事にて候是皆かの御爲者のなすわざにて大に武備の根元を取り失ひ候されば古人の詞にも御爲者のあらうよりはぬすみする役人のあれかしと申候其のわけはぬすみする役人は主君の家の内の金銀を盗むにいかほど多く盗みても主君の損をするまでの事にて廣く天下萬民の上にかゝり世上に金銀とほしく

ぬ金を様々のてだてを以て調へてわれがちに送りて立身を頼めばかの執事の方にて何の祝ひかの祝ひ病氣にも本復にも花見にも月見にも金銀を音物に送らざる事なくかの家來の者にては金銀を送りて取りなしを頼み惣て諸士の風儀追從輕薄して機嫌を取る事を専らとし常に其の風しみてみて餘人に對してもばか感敷うはぬめりして人をあやなし實義といふ物は少しもなく商人の風にて武士の氣分には曾てなし少しも武士めきて理屈をいひ一かどある人をば古風なるばか者と名付けてあざけり笑ふ是亦武備の中の衰へたる事の一つ也大身なる者はまひなひを出だして執事の同役となるもありその人も亦一つ穴の狐なるゆゑ主君をばかして賄を取りて萬事を取りはからふ事は同じ物にて次第〳〵に此の同類のあとつき幾人も出来候へば悪しき政事はやむ事あるまじく候如此まひなひをむさぼり主君の目をぬすみて何とも思はぬ大利慾の悪人はもし軍起りたる時敵方より賄を送れば心がはりして敵に内通して主君の首を切りて敵方に送る事もしかねまじき者にて候又主君の目をかすめてまひなひを送りて立身を頼む者も軍起りたる時主君まけ色見え敵の勢強く勝色の見えたる時は敵方にまひなひを送りてうらがへる事をもしかねまじく候取るも送るも共に不忠の心底のもの共なれば油断はならず候甚だ大切なる事に候武備の大なる害にて候また諸役人の上に立つ執事職の人賄をむさぼる故の風儀自然と其の下に立つ諸役人以下の輕き小役人までに移りてまひなひをどらざる者はなければどもたれとがむる者もこれなく始には甚だ隱密に取りたるも年月の重なるに隨ひては常の事になり後にはたし顯はして取るもやるも作法の如くに成り候これ諸人の迷惑する事にて候是皆かの御爲者のなすわざにて大に武備の根元を取り失ひ候されば古人の詞にも御爲者のあらうよりはぬすみする役人のあれかしと申候其のわけはぬすみする役人は主君の家の内の金銀を盗むにいかほど多く盗みても主君の損をするまでの事にて廣く天下萬民の上にかゝり世上に金銀とほしく



貧窮難儀するに付きて諸人慾心盛に成り人の心曲りひがみ悪たくみをし上を恨みいとほりて上にそむく心出來亂逆の基にて候金銀は萬民を助くる爲の道具にて候物を金銀を以て萬民をくるしめ候は大なる心得違にて候何ゆゑに心得違あるぞと申すに廣き天下の政事を知らずおのれが小家の如き所帯を取り計らふ如くに心得候ゆゑ金銀だに澤山にあればよしと心得るにて候天下萬民の有する金銀は悉く武將の金銀にて候世界は武將の金藏に有之候間別に世上の金銀を取り集めて城中の金藏へつめてみ置くには及ばざる事にて候天下の武將は其の威勢の強大ある相應に金銀のつかひ方も廣大にして其の金を萬民に渡しつかひたさまいにつかはせ候へば天下に金銀澤山にて日本國中をくるくめぐり通用滞なく世の中ゆたかになり諸色のあたひも下直になり萬民やすらかにくらしよく諸人の心のびくとしておのづから人倫の道を正しく守り各其の家業を勤めて上をたすけ奉り恐れうやまひ申して背く事なくおびき隨ひ候我が朝上古の詞に萬民の事をかほんたからと申すは大御たからと申す事にて萬民は天下の大なる御寶にて候此の御寶をうしなひ給はば君も貴き事はなく候此の御寶をそこかはざる様にし給へば太平にて天下あやまりなく危からず候是を武備の根元とは申候以上

(此の一條は我等壯年のころ或人の所望によりて或は古老の物語を聞き置き或は物の本にて見置きし道理をとり合せて書付け遣し候其の節亂筆に書きたる下書を箱の底より見付出し候問書直し置く者也)

「もの、おの道のそなへの本とへばめぐみの露になびく民草」

(天明三癸卯正月廿日伊勢平藏貞丈)

賀勢問答 (十二件)

一帝の御袍黃緞染と申はるの様如何に候や○答みる茶のはげたる様ある色のよし承候未見候

又帝の御袍其外御仕立形は常の通にて御座候や○常の通にて候着御の御裝束は山科殿調進之由

一直衣に冠を着し候事有之候由是は如何様のと着したまふ事にて候哉○冠に直衣着するを冠直衣と申候是本

式に候鳥帽子に直衣着するは鳥帽子直衣と申候是又儀にて候參内には冠直衣に候院參には冠をぬぎ候てま

ぼしに着かへ候由裝束の抄物に見えて候○某曰冠直衣着し候事は三位以上の昇服也直衣に鳥帽子を着し候

は大臣以上の事也猶くはしくは考あり

又一躰直衣何時何れの位の仁に限り着し玉ふ儀に御座候哉○直衣は大臣以下參議以上の内々の常の服に候直衣

を雜袍と申候て雜袍を聽候へば常の參内に着せられ候御免なき人は參内に直衣着して參る事はならず候○直

衣は大臣以下とかさるべからず引直衣は天子の御衣也

一臣下の直衣は冬は白夏は靱三重襷帯躰には十葵右の外染色等は無之ものに御座候哉○直衣春夏秋冬表白き志と羅

有裏文臥蝶ノ九少年ノ人ハ丸ノ勢少クテ繁ク居る也成長に隨て勢分ヲ大ク遠ク居ル也裏何モ平絹若年ノ人

ハ紫成人ノ時次第ニ薄クナシ或ハ薄縹ニモスル也猶年老テハ大畧白キガ如シ後ニハ一向白也○夏秋ハ薄物無

裏文三重タスキ色ハ若年ノ人ニ藍次第ニ厚花田ヨリ薄花田ニシ後ニハ白キガ如シ弱年宿老共ニ文ハ同シ○童

躰ノ人ハ春夏秋冬表白浮織物重文(裏ハ紫也)○夏秋ハ二藍ノ薄物但三重タスキ○宿徳ノ人ハ春夏秋冬表シラナキ白

綾ヲモ用之裏ハ平絹白也夏ハ靱(文三重タスキ)或ハ張平絹ヲ用ヒ或ハ無文ノ薄物着用ノ例也右裝束ノ抄物ニ

見エタル趣也

一親王家の御袍染色の法は臣下の如くにて御座候哉○親王の服色一品は深紫にて候二品三品四品の色も左に記

し候臣下の位袍に准じ候無品親王は黄袍にて候此の黄袍を淺黄と唱候ゆゑ淺葱と間違候事古代も其例有之候  
又有品親王の位袍の外に赤色關腋の袍を召候事胡曹抄に有之候

一 臣下の袍の色は深紫淺紫紅六位より八位まで深縹(但し無紋)初位は淺縹右の外は無之物に御座候哉○衣服令の定法一位深紫二三位淺紫四位深緋五位淺緋六位深綠七位淺綠八位深縹初位淺縹是令條の定にて候へども其後俗輩の品も有之候六位より以下は無紋にて候

一 六位の裝束惣躰仕立方五位の裝束同様候や又違も有之候哉○違候事は無之候

一 卷縷は五位以上の人着候儀にては御座候哉供奉の隨身は四位に候其被出候哉○卷縷は惣て武官の人の用候にて候文官は縷を卷候事無之候武官と申は左右近衛府左右衛門府左右兵衛府是を六衛府と申て武官にて候行幸の供奉の時四位に候へ共被出候事勿論也三品の文古書には見え候延喜式の織部式にも其名見え候織部式にさまざまの綾の名出候へども此綾を袍に縫ふべしといふ事も見え候古代は色の定りばかり有之文は何にてもかゝはらざりしと見え候古書にはさまざまの文を畫くに三重たすきも有之候殊に藻にかつみの文多く候

一 又何にか色入の織物の袍にて平胡麻負ひ候隨身有之是は何位の仁へ出候事に御座候や○色入の織物にては有るまじく候繪を畫き色どりたるにて候褐衣とて關腋袍の如くにて兩腋をぬひたる其色紺なる裝束に繁繪とて(蠻繪と書は非あり)丸を大にして其中に龍獅子鸞鷲などを何れにては畫き粉色したる服を着しやあぐひ負ひ弓を持候是は近衛司の下の將曹府生番長など申者等の服にて候

一 狩衣は狩の時又は常々堂上にも着御有りしものに御座候哉○狩衣の根元は天子御鷹狩の時鷹飼の着せし服にて候袖にくより緒をさして緒にて袖をくよりよせて小手をさしたる如くにして鷹をつかふに便りよき爲にし

たる也布にて縫ひしゆゑ布衣と書きてかりぎぬとよみ候狩衣は便利なる服ゆゑ後には常の服にも内く用ふる事になり公卿も着せらるゝゆゑ顯文紗などにて縫ひ美服となりしなり

一 業平の隨身裝束は何と申物にて御座候哉○前にも申す如く關腋の袍にて候此古名をば襖と申候衣服令に見え候是武官の束帶用は袍にて候後代に狩衣は關腋袍に似たる故狩襖といひならはし後には狩の字を略して襖とばかりいふゆゑ武官襖とまざる様になり候又狩襖を狩ぎぬとは別の物のやうに記したるもの有之誤にて候多く人のわきまへぬ事に候

(天明二十七日伊勢平藏貞丈答多賀常政問也)

比那の事以下野間大助の問に答ふ問の詞略之 (十二件)

一 女子ひなを梳ふ事古き事なりひゝなあそびの事源氏物語所々に見えたり是は常に女子のもてあそぶ事なり三月三日に今世ひなを立つる事は己の日のはらへのなで物より始まりたる事なるべし三月三日にはかざらず上の己の日に古ははらへをするはらへは身の災をはらふなり此のはらへをするに陰陽師のものとより紙の人かたを送るをそのかたにて身をなでて陰陽師につかはせばそれにてはらへを行ふなり人がたは我が身がけりにならざればその人がたをかたしるゝともなで物ともいふ源氏物語の歌に「見し人のかたしるなくば身にそへて戀ひしきさきのなで物にせん」とよめるにてしるべし古はかの人かたを陰陽師の方へつかはしはらへを行はせたるを後代にははらへの具にはせず棚にならへ置きて酒食をそなへもてあそび物とせりこれ己の日はらへの具の人がたと古女子の常のあるひのひ、あそびと一つにまじりあひしなるべし

一五月五日に男子旗を立て冑形などを飾り木太刀などもあそぶ事上古にはなし中古以來の風俗なり増鏡に五月五日には所々より御かぶとの花くす玉などいろいろかほくまぬれりもありこれは八十八代後深草院寶治二年の事なり此頃既に紙かぶとを作り花を以てかざる事のありしか或説に九十年代後宇多院弘安四年に蒙古と云ふ異國より我が國を奪ひ取るべき爲に九万艘の兵船を浮べて博多のうらへよせ來る其の時諸社諸寺にて御祈願ありし中に山城國藤の森の社にも祈り給ひしに八月一日大風起りてかの兵船くつがへりえびすども悉く海にしづみ死してたゞ三人いきて本國へ逃げ歸りしかの日藤の森の社の内より白羽の矢飛び行きし事もありければ此の神のいびすをば亡し給ひけるにこそといひあへりろれよりこのかたかの神の祭の日五月五日神幸の時神人等甲冑をき馬に乗り旗たてなどし童兒は太刀をはきあそし軍のよそほひをあせしが弘まりて都近くの國より遠き國々までに及びて五月五日にはかの祭を學びて大平を祝ふ事とはなりぬといひ傳へたり此の事吉田二位兼俱の記されし藤の森の社縁起にも見えたりされどもかの縁起にえびすのせめ來りし事を桓武天皇の御宇の事と記されしは覺え違ひにてあやまり也

一女の眉を作り眉を剃り落し鐵漿をつけて齒をそめ黒くする事は宮女の顔色をよそほひ媚をささんか爲也眉を粧ふ事上古よりあり日本紀仲哀天皇八年の紀に新羅國の形を譬へて如<sup>ヤマト</sup>美女之<sup>シメ</sup>と云へる事ありまよひきは眉引也されども此の時代にはかみそりと云ふ刀なき世なれば眉毛をそり落さずして黒きものを以て(此の世に硯墨はなきなり)眉毛をぬりて眉の形を調へたるあるべし萬葉集に大伴家持「ふりさけて三日月みれば一目見しほどの眉引たもほゆるかな」とよめり三日の月を女の眉引にたとへてよめる也此うたも上古の眉作る事を知るへし皆宮女のよそほひ也此の歌も眉毛をそらす眉毛のかたを墨にてぬり調ふるなるべし後には眉毛

をそり落して眉毛よりも上の方に黛にて眉を引く事になりたりこれは眉毛と目の間の隈きは顔躰直しく見ゆる故也今世にてはあまりに遠すぎて額の上髪のはへきはに眉を引くはをかき事也鳥羽院并に左大臣有仁公は甚た好色にてたはしましければ女のまねして常に白粉をつけ紅をつけ眉を引き鐵漿を以て齒ぐろめし給ひし餘風傳りて今は公家衆みな右の風俗にたれり又鐵漿つくる事も古よりあり源順が和名抄に墨齒俗に云ふ波久路女とあり順は六十二代村上天皇御代の人也源氏物語榮華物語等にもはぐろ女の事ありふる事也一女の下髪とて後へ髪を下る事これ宮女の風俗也女は髪を長きをほむる事なるゆゑ長かけ又中(かもしなり)あそを入れて自ら髪を長き鉢によそほふ也日本紀天武天皇朱鳥元年秋七月乙亥の朔庚子の勅に女垂髪子背猶如故と見えたり女の垂髪する事上古の風俗なる事を知るべし日本紀に垂髪子背の四字をスベシモト、リと訓せり今すべらかしと云ふ名はこれより出でたるなり

一妊婦着帯の事古よりあり事也源氏物語やどり木の巻にいとばつかしとたばしつる腰のしるしとあるは着帯の事也と諸抄に註せり○東鑑卷二治承六年三月九日巳卯御臺所御着帯也千葉介常胤之妻依<sup>ニ</sup>孫子小太郎胤政<sup>ニ</sup>爲<sup>シ</sup>使<sup>シ</sup>御帶<sup>ニ</sup>武衛奉令<sup>ニ</sup>結<sup>シ</sup>之給丹後局候<sup>ニ</sup>陪膳<sup>ト</sup>とあり(武衛は兵衛佐頼朝也)

一日本にて吳服と云ひ吳器と云ふ事十六代應神天皇三十七年天皇の求め給ふに依りて吳王より工女<sup>ウノメ</sup>兄媛弟媛<sup>イノメノノ</sup>吳織穴<sup>ウノメ</sup>此の四人の女を献せし由日本紀にみえたり兄媛弟媛は縫紋する也吳織穴織は綾を織る女也此の故に吳服といふなり○吳器と云ふ物はなし五器の事歟後代の俗に食器を五器と云ふは飯椀汁椀平皿壺皿腰高の五器ある故五器と云ふ古の詞には合子<sup>アヒコ</sup>と云へり

一のしめの事古書には練緯<sup>ネリノリ</sup>とあり練貫<sup>ネリツク</sup>ともあり貫の字を用ふるは訓の同じき故借り用ふる也經は生糸にて緯練

は練りたる糸にて織る故練緯と云ふそれ二品ありし、らのあるとし、らのなきとありし、らのなきはし、らをしてのしたる意にてのしめと云ふ也今世し、らのしめと云ふ詞あり何れともかたつかず無理ある名也もどはし、らのねりぬぎのしめのねりぬぎと云ふ也し、らのねりぬぎは上より下まで太くも細くも横に筋を織りたる物也家の紋を付くるに非ず然るに後代は紋を付けて腰にはかり筋をつくる事に成たり腰にはかりも筋あるは少しく古躰の残りたるを近き所は腰かはり腰あきなど、名を付けて婚禮には忌はしとて無地のしめと名付けて少しも筋あきを着せり是一向に練緯の本躰をうしなへるなり又昔は男女ともにし、らのねりぬぎを着せりのじめのねりぬぎは童男童女十四五歳ばかりまでは着してそれより以後は着せず又婦人は宮女も將軍家の女房にも打かけの下のみひきにねりぬぎを着せしなりそのいろは紅梅をかふしすしみすあことぬき白など云ひて上臈のきる品にてありし也右は京都將軍の時代の故實家が家に傳へたる趣也今世は四品以上し、らのねりぬぎ四位以下はし、らあきねりぬぎと定められしは當御家の御制度にて武士の階級をわかち給はぬ爲也一鏡直垂の事裁縫常の直垂に同じ然れどもゆきを少し短くするをよしとす袖口に括り緒をさす也袴は足のくるふしほどのたけにてこれもすそに括り緒をさす上は五所下は左右のあひ引の下にふさの菊とちを付くるなり胸紐もあり地も染色も定なし紅綿は大將軍着大和錦は侍もゆるしを得て着る事あり○古書に明證あり新井筑後守正徳年中御用にて上京せし時に高倉殿山科殿野宮殿に鏡直垂の事問申し、に山科殿は知らずと答へられけり武家の物なれば知り給はぬもことほりあり

一軍陣のゆがけとて別に替る事なし古馬上にては一具ゆがけ歩時にはかた／＼ゆがけ定法なり軍陣も同じ何れも五つ指引手袋あり大指に帽子なし古きゆがけ今もあり

按ずるに筈のとりかけやう古今變りありと見ゆ其の證は高忠聞書にゆがけの指をつく事頼朝大將の御時富士の卷狩のとき久しく狩をせらるゝによりて大指とくすし指との革に弦つよくあたる間破れたりと云々今の射方にてはくすし指に弦の強くあたる事はあし此の文に依りて考ふるに古は筈をとりかくるに揚弓射る如く大指人さし指にて筈をつまみくすし指を弦にかけて臂にて弓を引きたるなるべし後三年合戦繪其の外古書に弓引く跡を畫きたるには皆筈をつまみたる跡には畫か、す如此にしては射らるまじき様に思はるれども古人は我が力に勝たる弓を引く事を禁ず又射習ひの初より右の如くせば射られすと云ふ事あるべからずつら／＼思ふに大指に帽子を作る事古傳の射書に會て其の事見えす然れば近世堂前の通し矢盛にはやり出でし以來の事なるべし近世の射術何れの流儀にても其の術を練るには通し矢を以て先途とし人の爲に見せものにして名利を得ん事をのみ好み彼の徒の心には強弓の勢を以て堂を通さんと思ひて我が力に勝れたる強弓を引く也強弓なる故多く矢數を射れば必ず大指痛むに依りて痛を防かんが爲に帽子を作り出だしたるあるべし口には射術など、誇れども射ばかりにて術はなし術は弱弓を取りて矢勢烈しく射なすを術といふ也義家朝臣は鏡三領重ねてつり置きて弱弓を以て射たまひしに羽ふくらを呑むまで射ぬかれしといふ事陸奥話記に見えたりこれ術也然るに初進の畫術をば練らずして強弓の力を借りて通矢せんと欲するに強弓にまけて押手は弓に縮められ肩根さして快くのひす刃手は弦に引もどされて十分に引付けられず弓と力あらそひする故氣は上へり上り臍下は空虚になり腰弱く足ぶみ浮き一身の氣力を弓に奪ひ取られ我が氣力と弓と和合せず弓の力ばかりにて矢を彈きやるゆゑ矢勢弱く矢筋も違ふ也侍の時は一入なりとも敵に射留るを功とす足輕弓の如く遠く數矢を放つと同じからず軍には一晝一夜矢軍ばかりするになければ幾万幾千の矢數は入らざる事也又軍には腹を

布にて巻き粥を少しつゝ、食ひ藥を時々のみ病人の如くある事をして麻からの如くなる矢を射るは用にたゝぬ事也今は帽子ゆかけは此の兒女物師のし出だしたる物なるべし軍に帽子ゆかけをして出て矢たね射つくして後太刀鎗などにて働かんとするに帽子じやまになりて太刀柄鎗の柄にさらす隙あらばゆかけをとり去るべし隙なき時にはいか、せんやされば古人の如く帽子なきゆかけにて射習ひたき事也古法に立かへらすいつゝも帽子を棄つる意なきゆゑ軍陣ゆかけ別の製もあるもの歟と不審にもふ人もあるなり

一近世陣大小と云ふ物あり古代は甲冑着の時は太刀をはき腰刀をさす也腰刀はさすがとも少サ刀とも腰物とも云ひ又さやまき(さらまきとも云ふ)と云ふ品あり何れも及長サ五六寸より八九寸まで長短定なし柄まかず鏝入れず長き下緒ありさや尻はけたに切る丈まねき付けたるもあり付けざるもあり是れ敵をさし通し又首をかゝ刀也信長秀吉の頃より平日大小をさす事始まり軍にも大小さす事に成りたり近世に至り鞘に金物しげく張りたるを陣大小といひならはせりすてて武士の道具は軍陣に用ふべき物あれば事新らしく陣大小と陣の字を付けていふに及ばざる事也近比は馬の乗櫛にさへ軍馬と云ふ事の出来たるはおどけたる事也右の如く左脇に陣大小としさすを首かきの腰刀左にさゝれざる故右にさして馬手さしと號する事になれりいにしへは馬手さしと云ふ名目なし

一こはせかけの一手古代はなし天文十三年外國より鉄砲渡り來りし以後軍に鉄砲を用ひ合戦はげしくなりしに隨ひて甲冑の製一變して今世の如くにあれり然れども小手をこはせかけにする事鉄砲のおせぎにもならざる也小手をこはせかけにしてわたかみに付くるゆゑ胴をきるに隙とりて悪し小手は古製の如くうぶ小手にして小手さして後に胴をきればはやく着らるゝ也

一小兒誕生の時臍帯をつぐに(切ると云ふを忌みて今はつぐと云ふ)竹刀にて切るまねをする事神代よりありし事也竹刀をアヲヒエと云ふ也日本紀神代卷に以竹刀截其兒臍とありこれ火明命火酸芹命火々出見命等の誕生し給ひし時の事也倭名抄膠漆具の條に竹刀日本紀私記云竹刀阿乎比衣言以竹刀と見えたり臍帯をつぐ事公家にはいかゞありしや武家にては將軍みづからしし玉事小笠原長秀の記又我が家の古記にも見えたり是れ竹刀にて切るまねをし玉事也實に鉄小刀にて切る事は功者の女房する也(以上數件)

天明三十二朔管子野間大助之間 伊勢平藏貞丈

幼學問答 (十三件)

問云賤息當年八歳に成候或人申候は御子息に學文させられ候へ生得才智かしこく候とも無學にて候へば其生付の才智開けず候と又或人申候は御子息に學文させられ候事必御無用にて候學文致候へは人が悪敷成候と此兩條何れを用ふべく候哉○答云學文の師は書籍を讀み習はせ講釋をし聖人の道を口にいふのは必ず其の身の身持行儀を正しくして弟子に見習はせ弟子の悪き子をばしかり諫言を加へて弟子の善き人がらになり候様に弟子を取り立つるが師の役にて眞の儒者にて候然るに今世の儒者は博學文章を以て名を知られ候人は多く候へとも德行を以て名をさすの人は一人もなく候或は先王の道三代の禮樂など口にはいへども其の身不行儀にて聖人の道よりは先第一に詩文章を専として人と巧拙を争ひ詩會と號して大勢の弟子を集め茶屋の座敷などを借り會合して詩作をば粗器にして専ら酒色の遊をなし聖賢のまねをばせず小節に拘らすとのしり異國の我が儘者のまねをして實貢ある人をば小人などと嘲り笑ふ不行儀の儒者あり如此なる儒者を師にすれば其の弟子は口ばかりか

しこく情こはく猥に人を見くだし人をも思はず我がまゝ遊樂をして人がら悪しき者になり候或は心學を號して敬の字を宗旨として出家の菩薩戒をたもつかく寝ても寐めても立つにも居るにも専ら敬の字にて其の身をしばり窮屈なる顔色にて人に心を置き又窮理とてかりそめの事わづかの物にも大極無極陰陽五行の理づめをいひ窮理の心に勞し甚僻屈なる儒者あり如此儒者を師にすれば其の弟子心ちひさくのびらかからず片意ぢはりにて世間を非に見て我ひとりさめたりと云ふ心持にて山林へも引きこもりたき望を出し世の人つきあひもいやがり人にもいやがられ候様に悪き人からになり候右の如くなる師はわろく候御子息の師には博學にて唐人の内證事まで委細に知らずとも聖人の道さへ能取りちがへなく知りたれば能き師にて候人がら温和にしてみたりならず行儀正しく偏屈からず常躰人に替る事なく弟子を唐人風にしたてずやはり日本人にしておきてよき人がらなる様に取り立候儒者を師に頼まれ候は、學文させられ候ても人がらわろくはあるまじく候半と存候

問云學文は數万卷の書を廣くよみて唐の万事万物を委細に知り且又詩文章を作るべき爲にて候哉○答云學文は聖人の道を學び善き人になるべしと思ひ候が目あてにて候是學文の本にて候唐土の雜事雜物の事を廣く知り且又詩文章作る事などは學文の枝葉にて候初より如此事を好み候は目あて違ひにて浪人儒者など學文を賣り物にして口腹を養ふ爲にするものはいかにたらず候へども儒者とも稱し聖人の道を教ふると申立にて候へば目當違はぬ様になり度ものに候

問云儒者衆は萬事唐人のまねをする事を好まれ候其中にも別して唐人すきなるは内々にては東坡巾とやら申て唐人の頭巾をかぶり深衣とやら申て唐人の衣の様な物を着て居られ候様の事をせざれば聖人の道に違ひ學者とは申されず候哉○答云聖人の教は善人になれと申す教にて候唐人にふれと申す教にては無之候總ての事はに准じ御心得可被成候孔子も梓に乗りて海に浮び日本へ渡り候は何事も日本の風俗にしたがひ給ふべきにて候其の國に居ながら其の國にしたがはざる事は聖人の道にはあるまじき事に奉存候

問云儒者衆は唐土の事を中華中夏中國など、被申候是は唐土の國の名にて候哉○答云中華中夏中國など、申すは國の名にては無之候唐土に生れたる人がその生國を貴び譽て申す詞にて候其の如く日本に生れたる人は日本を貴びほめて中華中夏中國など、可申候既に日本の上古は日本の事を豊葦原中津國と申候津の字は助語にて即ち中國と申事にて候中華中夏も同意にて日本を貴びほめたる詞にて候然るに儒者は中華中夏中國などいひ唐土の國の名と心得違たる歟若し心得違にて無之候は、外國を貴びほめる事にて候外國を貴びほめ候は即ち我が國を賤しめ貶すにて候儒者は聖人の道を學び禮義を正すべき者にて候然るに日本に生れたる儒者の此の國の米を食ひ此の國の服を着し此の國の政を受け此の國の國恩を蒙りながら外國を貴びほめて我が國の賤しめ貶し候は不禮なり不義也儒者とは云ふべからず國賊と云ふべし儒者は聖人の道をあがめ貴ぶべし唐土をば其に及ばざるなるべし

問云儒者衆は日本人の事を倭俗と被申候是本語にて候哉○答云唐人が日本人を稱して倭俗と申候日本人が日本人の事を倭俗とは申まじき事に候倭俗とよば、り致候儒者は其の身日本に生れたる事を忘れたる歟又は狐の付たる如く唐人がとり付てくちばしらする歟にてあるべく候

問云儒者衆の詞には日本は夷狄ありと被申候左様にて候哉○答云是亦外國を貴びて我國を賤しめ貶すにて候夷狄と申候は唐土の人の諸方の外國をさして云ふ詞にて候日本に生れたる儒者の唐人のくちまねをして日本を夷狄とは申すまじき事に候自國と風俗の違たる國に惣て相互に夷狄といふにて候我が生國を賤しめ貶して外國

を貴びていふ事は何れの聖人の教にも無く何の據典にもあるまじく候

問云儒者衆の文章に名を被書候に必二字の氏を一字省き去りて一字を被用候是は聖人の道にて候哉○答云是又唐人のまねをするにて候先祖より故有りて名のり來り候氏を一字除き去りて名更候事は先祖をないがしろにするにて候間聖人の道には曾てなき事にて候その上唐にも二字の氏有之候司馬諸葛などの類にて候司馬を司とばかり書く事なく諸葛を諸とばかり書きたる例無之候是にて御考可被成候且又近年藤原の藤の字の草冠を除き去りて藤と書く人も多く候へば孟子に見えたる滕文公などより思ひ付きたると見え候とかく唐人になりたき望深きゆゑ心くらみて實をわすれて虚になるにて候何ゆゑ唐人のまされ者になりたかり候哉其心底いふかしく候

問云儒者衆の文章に東照宮の御代をさして國初と被書候左様に可申事に候哉○答云是又唐人の口まねにてあらぬ事に候日本にて國初と申は天地開け始りし時化生し玉ひし國常立尊と申す神の御代を申候唐土にては上古より天子を亡して天位を奪ひ國を取りて國號を改め候事彼の國の風俗にて候其國號を改めたる時をさして國初と申候日本にては國常立尊より以來今日に至るまで天子を亡ぼし王位を奪ひ國號を立てたる事は曾て無之候東照宮も天子を亡し給はず王位を奪ひ給はず國をば天子より預り給ひ國の政を行ひ給ひて國號は改め玉ひし事なければ其の御代に國初と申すべきいはれ會て無之候然るに國初と申すは東照宮を逆臣とするに當り候恐れ憚るべき輩にて候如此のわけをもわきまへすみなりに唐人のくちまねを致候は恐なる事にて候

問云儒者衆の文章に將軍家の御贈號院の字を除きて大猷公常憲公など、書きたるもあり或は公の字を君の字にしたるあり或は猷廟憲廟などと書きたるも候何れを用ひ候て宜敷候哉○答云將軍家御代々某院と申し奉る御贈號は寛永寺増上寺より名付奉るにては無之候其の時の天子より贈り奉らせし勅號にて候たとひ勅號にて無之候寺より奉る御贈號たりとも下民の身として私に院の字を削ぎ取り奉る事はあるまじき事にて候况や勅號なるをや院の字を偏に佛家の號とのみ思ひ候故嫌ひ候歎我が朝廷に入省院後院殿倉院などの號有之又學文所に勸學院淳和院辨學院などの號も有之皆佛院にては無之候夫は唐人に院號つく者無之故嫌ひ候かその身嫌ひ也とても上の御贈號の院の字に下として私に削ぎ取る事はあるまじき事に候儒者にして如斯非禮を行ふ聖人の道を知らぬ國賊也又某廟と云ふ事は唐人其の國の天子の廟を稱する號にて候日本は其の例無之事に候應神天皇を應廟仁徳天皇を仁廟など云ふ事國史に曾て見えす本朝文粹などの文章にも無之候天子の御事右の如し將軍家には彌左様の號なし上にて御用ひ無之稱なり將軍家を無理に唐の天子に比していふは實事に背く故其の文章は當座切りの戲文にて後代の鑑にもあらぬ無益の文にて候

問云或儒者衆の被申候は馬を進むるにはしいと聲をかけ馬を止るにはどうと聲をかけ候しいとは止の字どうは動の字なり然るに進むるに止と云ひ止るに動と云ふはいひ違ひにて候と彌左様に候哉○答云むかしより馬牽く様ある者に學者は無之文字の事などは知らず候しいどうの詞文字を考へていひかしたる事に候は、考誤も有るべく候へとも元來何の義理もなくいひ習はしたるを馬も聞きおかれて其の詞に隨ふにて候惣て儒者は用にもたぬ事に文字を以て義理を付けて何の事もなき事をむづかしく拵へ候

問云儒者衆の文章に將軍家の御事を官家と書き候左様に可申事に候哉○答云是又當らぬことにて候官家と申すは天子の御事にて候今天下の政は悉皆將軍家より執り行けせられ候へ共將軍職は天子より宣下せられ候へば將軍家は臣下にて候臣下をさして官家と申奉るは當らぬ事にてこれ非禮にて候將軍家何ぞ非禮の儒言を悦ばせ給はんや唐土には天子の下に將軍有りて天下の政を出す事なければ日本とは違ひたり違ひたる事を強ひて同じ如

くいひかさんと致候故如此不當なる事を申し出すにて候又假りに將軍家御事を天子に比して官家と書き候とならばそれは虚事にて實事に非ず候虚事を書き候文章は當産切の戯文にて百代の後に傳へて鑑とすべき文章にては無之何の用にも立たざる無益の文にて候唯唐風唐人めきたるを悦びもてあそび物にするまでの戯作にて候問云或儒者衆の説にタラに鱈の字カツヲに鯉の字を用ふ是倭俗の作り字ありタラには口大魚又カツヲには松魚の字を用ふべし此の字は朝鮮國の書東隣寶鑑に見えたりと被申候此の字正字にて候哉○答云タラもカツヲも唐土に無之故唐文字に無之候日本には有之故鱈鯉の字を作りて用ひ候朝鮮にも此の魚有之故口大魚松魚の字を作りて用ひ候日本にてタラに鱈の字を作り候は魚肉の色白き故雪の字を傍に書き候カツヲは古代生にて食ふ事無之(つれく草にも見ゆ)ほしてかつをふしにして天子の供御にも上り候はして堅き故上古の書には堅魚と記し候と後に二字を一つにして鯉の字とあし候一鯉字源順が和名抄に出でたり又字書に鯉字ありカツヲにあらず別の字也此方の鯉字自然に同く出で來たる也)かの儒者朝鮮にて用ふる字を貴びて我が國にて用ふる字を賤しむは江戸日本橋に住みたる儒者か品川へ宿替して中華へ壹里近くありたりと云ひて悦びしと同じ類にて候儒者は唐土をありがたがる故唐土へ近き朝鮮までを貴ぶ心慮をかしき事にて候問云或儒者衆万事物を大極無極陰陽五行の理を以て判斷せられ候風は何の理にて吹く雷は何の理にて鳴ると悉く理づめを被申候然れども事により物によりてはか様の考もつけられぬ事有之時は是は理外といふ物なりと被申候理外と申す事も有る事にて候哉○答云天地の間にありとあらゆる萬物萬事悉く皆天地の理に依る事あらば其の理を人の智にて考へあてる事も候又考へ得たりと思へども本より推量故それに違ふや否やおぼつかあき事も候又いか様に推量しても考へても理の知れぬ事も多く候近きたとへに申さば同じ父同じ母のうみたる子數

人あるに其の兄弟の生れつき形の大小同じからず面躰のみめよきと見にくきと同じからず心の直なり曲ると同じからず才のさときもにぶきも同じからずは何の理にて如此相違有之候や其の父母も知らずその子ももしらすまして他人は猶知らず候如此事を理外と申すにて可有之候へども理外にては無之皆理内にて候へども天地自然の理は廣く大にして限りなく人の智は狭く小さくして限りあり狭く小き人の智を以て廣く大なる天地の理を窮め明らむる事はとて叶はざる事にて候其の理の怪しき事を理外と申すはあやまりにて候人の智の及はざる事にて候問智外と申すべきにて候理外と申す事は無之儀にて候

問云儒者衆并に少しく學文有之候人よりの手紙には見馴れざる文字聞きなれざる詞有之よみかね候事も有之合点致しがたき事も有之是には大にこまり候學者の手紙は如此ならねば聖人の道に背き候哉○答云學者同士は唐人風の手紙にても用事調可申候へども常の人には通じ不申用事調ひ不申候唐人風の手紙はわろく候唯用事調へかね候には限らず世間書札の作法有之貴賤に依りて文言の品定まり有之候然るに入らざる字などを論じ候て唐人詞などを用ひては其の家などへ進候には非禮に當り候事有之候唯世間に普く用ひ候文字文言にて格法に背かざる様に書き候が宜しく候

問云或儒者衆の説に日本上古は道なくして禽獸の如し兄弟叔姪夫婦になり給ひし君もあり中華の聖人の道渡り來りしより人間らしき國になりたりと申候左様に候哉○答云上古の事は和漢ともに國史を讀みて知る事にて候依之日本紀を見候に人倫の道と云ふ名目は立てず候へども神代より父子君臣兄弟夫婦朋友の差別は見え候禽獸といふ程の事にては無之候第十六代應神天皇の御代始めて聖人の道日本へ渡り來候それより以前の行跡悉皆悪しきにも非ず自然に善なるも多し唐土とて聖人の道いまだ立たざる時は同じ事なるべく候日本上古は兄弟



叔姪夫婦にかり給ひし君もあり唐土とても上古には左様の事かしくはいひ難く候堯帝の御むすめ娥皇女英は舜にめあはせられたりし姉妹にして一人の舜を夫にし玉ふは男の兄弟二人して一人の女に通ずるに同じ道理也是人倫の道にたがへり又子履といふ臣夏の桀王と云ふ悪君を攻め亡して有巢と云ふ處に其の君を追放し王位を奪ひ國號を改めて殷と云ふ殷の湯王と申候是あり又姬發と云ふ臣は商の紂王と云ふ悪君を攻め亡し鹿臺にて其の君を弑し王位を奪ひ國號を改めて周と云ふ周の武王と申すは是なり桀紂ともに悪君也といへども君は君也臣としては君を追放し誅殺すまじき事なり天下万民の爲にし給へりと云ふ説も候へども天下万民の爲あらば君を追放し誅殺せずとも外にしかたも有るべし扱その世嗣は王の親族血筋の人を位につけて其の身は輔佐の臣となり政を施し万民を撫育せらるべき事なるに自身王位を踐み給ひしは奪たりと云ふべし人臣たる者の道には非ず夫より以來唐土の人は彼の湯王武王を能き手本にして人臣たる者又は卑賤のもの起り出でて天子を亡し王位を奪ひ國號を改むる事世々に絶わらずして今の清朝までに至れり是湯王武王その始を開き給ひしかば風俗世々に傳はり來れるなり唐土にては湯王武王を賞美すれども日本の風俗より見候へばはめ候事にては無之候日本にては天地開け始まり國常立尊生れ玉ひしより以來人臣庶民起り出でて國土を亡し王位を奪ひし事一人も無之神代より今日に至る迄天子の血脉断絶せず國號を改めたる事かしく武烈天皇は唐土の桀紂にも劣らぬ御所業あれども弑し奉らんとする人はなかりき又蘇我馬子はあのがれが惡事ありて罪を待べき事を恐れて人を雇ひて崇峻天皇を弑し奉りしかども王位をば奪はざりき日本は上古より君臣の禮を堅く守りて正しき國なり上古聖人の道をばいまだ知らざりし時より如此國の風俗にて聖人の道の出所の唐土より勝れたる事是にて御考可被成候爰に物語有之候或處に儒者あり家貧にして一僕をめし仕ふ隣家は富貴の人にて家僕多しかの儒家の僕に對して隣家を

貴びはめうらやみて我が主君の事を賤しめ譏る事度々に及ぶ儒者怒りて僕を召して汝常に隣家の事を貴びはめて我が事を賤しめ譏る不義不禮なる奴かなと呵り言りければかの僕笑ひて私は聖人の道を行ひ候と云ふ儒者彌惡みて汝が云聖人の道とは何事ぞと問ふ僕答へて君常に弟子衆に教へ給ふ事は聖人の道にて候と承候弟子衆と御物語にはいつも日本を賤しめ譏り中華とやら申す外國を貴び御ほめ被成御うらやみ被成候を常に承り居候聖人の道と申すはか様なる事と存罷在候私が隣家を貴びはめ候は中華とやらを貴びはめ候と同じ意にて主君の御家を賤しめ譏り候は日本を賤しめ譏り候と同じ意にて候是聖人の道を行ふにて候と云ふ儒者彌惡みてかのれにくいやつめと云ひたれども呵かるべきに詞なくして閉口しけるよし承り候

問云儒者衆の文章に公儀の御役名を皆唐土歷朝の官號を以て記され候近頃其の官號を御役名に配當したる書板行候又唐土の官號のあてられざる御役名は唐めきたる名を新作しても書き候々様に有るべき道理にて候哉○答云當時の御役名を雅あらすとして唐土の官名を用ひ或は私に唐めきたる名を妄作してかくは御役名を賤しめ且又公儀をないがしろにするにて候唐土にて元朝の官名は蒙古の國の胡書にて候を其のまゝにて書籍に書き記し有之候既に唐土にて如此に候その如く當時の御役名は當時公儀にて稱せられ候通りの名を文章にて書くべき事にて候○又問云御自分には御小性組を御勤め候御自分著述被成候書に御名を著され候に御小性組とはか、れず扈從隊士と被書候是も公儀にて御用無之御役名を妄作被成候ては無之候哉○答云是は尤なる詰問にて候扈從隊と記候は唐人風をまね候わけには無之只義を取りて文字を書き替候にて候へども唐人風を似せ候に紛れ且又公儀にて御用無之文字を書き替候は愚老が誤りにて候他人の僻は見え候へども自身の誤には心付かず候後悔すれども益なく候過ちて改むるに憚る事なかれと申す故自分は御小性組と書き可申候御詰問の趣甚だ大悦いたし候

問云儒者衆の著され候書に輕朝卿以來の時代をさして武家の世にありしより以來と記し候書有之候武家の世と申す事如何(答云武家の世と申す事は誤にて候神代より今に至る迄天子の御血脉斷絶せずして代々御即位有之候へはいつまでも天子の御代にて候一日も武家の世と申し候は無之候頼朝公以來の事を申すべきならば天下の政武家に移りしより以來とは申すべく候武家の世になりしより以來とは申すまじき事にて候かの東照宮の御代をさして國初と稱し候やうなる物しらすの儒者はとかく當らぬ事を申し出だし候いかほ唐土の事に廣く委しく候とも日本の事に通達せずして當らぬ事被申候は物しらすと申すべきにて候

(右數件或人の間に依りて答畢天明元年辛丑霜月四日 伊勢平藏貞丈)

續 世 繼 問 答 (十件)

卷六ゆみのね三卷百太夫へんじて百殿上人になりけり

百太夫の百は數あまたあるをいふなり太夫は諸太夫にて四位五位の人あり四位五位は地下の位なれども昇殿をゆりたる人は殿上にさふらふなりこれを殿上人と云ふ御幸の時殿上人の御供にさふらふを見て伊通公いちはやきさら物にておはしければ地下の諸太夫へんじて殿上人にありたるといふ事を百太夫がへんじて百殿上人になりたるよと云ひ給へる也百太夫といふ世のことわざあるを百殿上人といひかへたる所がくちまの利根なる也半りなるかりぎぬ 半しりの狩衣と云ふ事を畧して半しりとばかりも云ふなり狩衣の如くにて袖口に紐緒にてあはびむすびを並べてとぢ付けたる物なりその繪圖にて裝束圖式に見えたり 一寸物し 一寸はちいさく少しばかりのたとへ物しは物事をする也少しばかりの事あるをも日記に書き留め

する也

日のかずを月なみのかはりにせさせ給ふければ云々 天子の凶事の時御服は月の數を以て日の數にかへ玉ふ

あり三月の御服を三日にし玉ふ事也

卷七あがり馬にのせて あがり馬は馬のくせに前足をあげて立つ馬なり行利といふ隨身をあがり馬にのせて御先にたて玉ひし也此の人馬の上手ありし故あがり馬を乗りえて御先をつかうまつりしなり

おほ田樂 其比世の中に田樂はやりあまたの人あつまり田樂をせし故大田樂といひたるなり

大かたはみ 大かたはみは車の紋なり前文に大納言の御車のもんど見えたり傍抄に大堅食見たえり

御庄御封 庄は庄園也封は封戸也太上天皇一宮等御封あり封戸は民戸を御領にあて行はるるあり

卷八御ねぎごご ねぐごもねぎごもいふは願事を神に祈るをいふ神主は神に祈る事を申すものなる故稱宜といふ也祈の字をねぎごもねぐごも也 はいかい歌に

「ねぎごごごごのみきくけんやしろこそはてはなげきのもりとなるらめ」

卷九まなの御あはせ まなは魚の事也魚箸魚板をまなばしまないたとよむにて知るべし御あはせはめしのさいの事也枕草子にもあはせとありめしに合せてくふ物也

(安永九年十月朔日貞丈)

世 繼 物 語 考

一世繼といふ物語はすあはち榮花物語の事にぞあるいにしへは世繼物語とも榮花物語ともいひしかり榮花物語

の第一月の宴の巻のはじめに世はじまりて後此の國の帝六十餘代にあらせ給ひにけれとこの次第書きつくべきにあらすちよりての事をばしるすべきといひし此の詞によりて世繼物語といふなるべしと此の詞のみならず宇多天皇より堀河院に至るまで君臣の世づきの事を記したれば世繼の物語といへるもうべなり

一世繼物語は榮花物語の事にてある證據は左の如し大鏡に云く世績は一月宴二花山たづぬる中納言三よろすひの巻さまんの巻の事なり四見はてぬゆめ五浦々のわかれ六かややく藤つば七とりべ野の巻八はつ花の巻九いはかぢの巻十日かけのかつら十一つぼみはな十二たまのむらきく十三遊ふしでの巻十四あさみどり十五うたがひの巻十六もとのしづく十七音楽の巻十八たまのうてなの巻十九御もぎのまき二十御賀のまき二十一のちくゆる大將二十二鳥のまひ二十三こまくらへの行幸の巻二十四わかばへのまき二十五たまの巻(望月の巻の事あるべし)二十六楚王のゆめの巻二十七衣の玉の巻二十八わかみづの巻二十九たまのかざり三十つるのはやし(三十一以下は略せりわかばへの次もち月の巻あるべし末に至りて次第みられたり)右世績名と題してのせたる所の巻この名皆榮花物語の巻の名也

一拾芥抄に世繼物語云萬葉集高野御時諸兄大臣奉之云々とあるは榮花物語月の宴の巻にむかし高野の女帝の御代天平勝寶五年には左大臣橘諸兄大夫等あつまりて万葉集をえらばせ給ふとあるを引けるなり愚管抄に貞信公の御子に小野宮九條殿とてねはすめり此の事どもは世繼のかやみの巻にこまかに書きたりとあるは榮花物語月の宴の巻に貞信公小野宮九條殿の事をこまかにしるせるをいへり愚管抄に月の宴の巻の事をかやみの巻といへりむかしはさもいひたるにころあらめ月の宴の巻には天子后宮皇子皇女攝政關白の家のすじめの事を多く書きつらねて此の巻よりして段々未々の巻を書きのべたれば一部の鏡とする心にて一名かやみの巻とも名づけしにや

一神中抄第三に云くたまのむらきく

「うつろはで庭たもしろきはつ霜におまじ色なる玉のむらきく」頸眼云く此の歌は大嘗會に主基方玉村と云ふ所を義忠朝臣の詠るなりされば玉村と云ふ所の菊をたまのむら菊とは讀めるなりうちまかせては玉村の菊とぞよむべき此の大嘗會の歌ども書きたる世繼の第十二巻を玉のむら菊の巻と名付しと云々此の世繼といへるも榮花物語なり

一十訓抄に隆家大納言は雅信公の雅信公とは誤なり爲光公なり御女ゆゑ儀同三司のかたらひによりて花山法皇を射奉る間兄弟共に流罪せられ給ひけり(中畧)委しく世繼にみゆとあるも榮花物語の見はてぬ夢の巻浦々のわかれの巻にかの人々の事委しく見わたるを云ふあり

右の書どもに世繼といへるは皆榮花物語の事をさしていへるなりこれ世繼物語といふは榮花物語の事にてある證據也榮花物語は赤染右衛門が作りしといふ説ありこれあやまりなり本朝書籍目録に世繼四十巻自三宇多天皇至堀河院御宇一載三君臣事一藤原爲業撰とあり爲業は八十三代土御門院の御宇の人也伊賀守に任ず後に出家して法名寂念と號せし人也世繼四十巻とあるは即ち榮花物語四十巻の事也榮花物語は五十九代宇多天皇の御宇より七十二代白河院の應徳三年までの君臣の事を記せり應徳三年十一月二十六日七十三代堀河院受禪ありかば書籍目録には堀河院に至ると記せるなり此の年までの事を記せるは爲業の作にしては相應也赤染右衛門の作にしては不相應あり彼の右衛門は六十六代一條院御宇の人にして十訓抄大納言赤染時用が女大江匡衡が妻にてぞ在りける榮花物語に記せる事ども右衛門が在世より後百年ばかり五の代の事見たりこれを以て右衛門

追考  
榮花物語  
三十六卷  
の末つ巻  
の後に冷  
たの天宮  
五年正月

皇宮の歌合の事  
を記したる  
るに似たる  
文ありて  
是れを以て  
赤染が作  
ばたりあ  
かざりあ  
人全あ  
ひざりあ  
合の事  
つきの  
へる事  
事陽の  
る事

が作りしといふはあやまりなる事を知るべし右衛門が作りしといふ事何の書にもみえず只いひ傳へしのみにて證據もなき事なり或説に一條院までの事は右衛門が記し其後の事をば右衛門がむすめの書きつぎしなりといへり是も證據なき事なれば信じがたしうのうへむすめの上はひ百餘歳を歴すしては書きつくる事かあふまじきやや印版せし本朝書籍目録には世繼四十巻といひて並べて榮花物語四十帖とあり荷田在滿が古本を以て校合せし本には榮花物語と書きたる傍にイニナシト記したり是古本には世繼と榮花と同書あるゆゑ世繼の外に別に榮花を記さざりしを後人其の意を知らずして世繼にあらべて榮花を書き加へて印版せしなるべし二の名を出せるはあやまりなり

一印版の榮花物語に二本あり一本は巻々の文長し四十篇を二篇づゝ合せとちて目録系圖をへて二十一冊とす是は全篇にてかけたる事なし又一本は巻々の文甚短しそれは長き文のあとを略しすてぬき書きしたる物とて數篇を合せとちて目録系圖をへて九冊とすこれはぬき書にて全篇にはあらずされども九冊の本にそへたる系圖は二十一冊の本の系圖よりはまさされり九冊の本には脇付もあり繪もあり繪は古畫をうつせし物と見ゆつれん草に前の中書王九條太政大臣花園左大臣みなぞうたえん事をねがひ玉へり染殿大臣も子孫はせぬぞよく侍る末のくれ玉へるはわろき事なりとぞ世繼の翁の物語にはいへるとあり此の世繼の翁の物語といへるは榮花物語にはあらず續世繼物語の事をいへるなり兼好續の字を書きもらしたるなり九條太政大臣花園左大臣の事は續世繼に見えたり

近き世の人榮花物語すかはち世繼物語なる事を知らず或は大鏡を世繼也といひ或は今世繼たえてなしといひ或は今も世繼あれども甚まれにして得がたしなといふ人おほかり皆榮花と世繼はことあるものとおもひまごへるなめりては證據を引きて榮花と世繼はひとつ物にてその名はふたつある事をしるして人のまごひをとかんとてあつかはかきあつめぬ

安永六年丁酉七月八日伊勢平藏貞丈

本朝軍器考増註

新井筑後守源君美、俗名勘解由、初名璣、後名君美、字在中、號白石、其先上野人、爲新田氏族、新田大炊助義重曾孫、新田二郎某爲僧、因其所居地名稱荒居、禪師覺義其子孫遂以荒居爲氏、後易新井、君美受業於木下順庵、後爲文昭院君御師、寵遇最厚、至君繼將軍職、寶永八年冬十月、叙從五位下、任筑後守、十一月倍賜采地、與前所食并爲千石、以明曆三年丁酉二月十一日生、享保十年乙巳五月十九日卒、享年六十九、居江戸四谷千駄谷、其所著述書籍不遑枚舉、

貞丈按ズルニ新井氏ノ家藏ニ愚得隨筆ト云フ書アリ此ノ書ハ白石ノ妻ノ弟朝倉孫右衛門日下部景衡ガ編集スル所也國史野史其ノ外諸書ノ中武器ニ係ル事ヲ稜萃シテ十一卷トシタル者也軍器考ハ愚得隨筆ヲ本トシテ白石ノ意ヲ加ヘ増損潤色シテ書キタルモノ也隨筆ニ引書ノ名違ヘタル所ハ軍器考ニモ違ヘタル所アリ景衡ハ浪客ニテ檉原流ノ鎗術ノ師範ヲ以テ業トシ世間ニ名アリ後ニ新井家ノ食客ト成リテ彼ノ家ニテ病死セリ軍器考圖式ハ此ノ景衡ガ集メタルナリ又水戸ノ學士安積覺兵衛ニ白石相談シテ書カレシ所モアリ新安手簡ニ見エタリ貞丈按ズルニ本朝ト云フ事支那ノ國ノ風俗古ヨリ天子一姓ナラズ堯舜是ノ二代ハ國ヲ子ニ讓ラズシテ德義アル人ヲ見立テテ他人ニ天下ヲ讓リタリ禹王ハ其子啓ニ天下ヲユヅリタリ其ノ後湯王ハ禹王ノ家ヲ亡シテ天下ヲ取

リタリ是ヨリ以後ハ皆天子ヲ亡シテ天下ヲ取リシユエ其ノ姓一ナラズ天下ヲ奪ヒ取ル度ゴトニ國號ヲ改メ名ツク故ニ其ノ當代ノ事ヲ指シテ本朝ト云フ也ホンノ朝廷ト云フ事ナリ朝廷ハミカド、云フ事ナリ本ノ字ハ前々亡ビ失セタル朝廷ニ對シテ云フ詞ナリ日本ハ天子ヲ亡シテ天下ヲ取リタル事ナク天照太神ヨリ今ノ天子ニ至ルマデ打チツキテ姓ノアラタマル事ナク國號ヲ改ムル事ナクハ本朝ト云フニ及バザル事ナリ然ルニ日本ノ人ノ詞ニモ本朝ト云フハ異國ニ對シテイフナルベシ異國ト日本トノ事ヲ雙ベテ云フ時ニハ日本ノ事ヲ本朝ト云フベシ異國ノ事ヲナラベテ云フ日本ノ事バカリ云フ時ニハ本朝ト云フニハ及バザル事ナリサレバ此ノ軍器考ハ日本ノ軍器ノ事バカリ考ヘタルモノナル故本朝ノ二字ヲ加フルニ及バザル事也然レバコノ題号本朝ノ二字ヲ加ヘタルハ誤ナランカ凡例ニ異朝ノ制ヲ議スルニ及バズサテヤムベカラザルヲバ併セ論ゼシ所モアリトイヘラシカレバ本朝ト云フニハ及バザル事ナリ

舊事紀ヲ引キシハ誤也舊事紀ハ古キ偽書也偽ノ明證多シ古キモ偽ヲ悟ラズシテ古書ニ多ク引キ用ヒタリ誤也日本紀神功皇后紀曰、旌旗錯亂、則士卒不整、○孫子軍爭篇曰、軍政曰、言不相聞、故爲之金鼓、視不相見、故爲之旌旗、失金鼓旌旗者、所以一人之耳目也、人既專一、則勇者不得獨進、怯者不得獨退、此用衆之法也云云、如此旌旗金鼓ハ軍中ノ要器ナルガ故ニ旌旗金鼓ヲ以テ卷一卷ニ記シタル也波太之訓、宇治田忠郷ガ軍器考餘ノ説ヲ畧シテ云ク或説ニ幡ノ訓ハ幡也幡俗ニハヒレト云フ物也ソレ魚ハ靜ナル時ハヒレヲサメ動ク時ハヒレヲ建テテ風波ヲ厭ハズスミヤカニ行クモノ也此幡ノ訓ヲ借リテ幡ヲ波太ト云フトゾ又云ク和名抄ニ併セ考フルニ考工記ヲ引キテ幡ハ昔翻和名波太旌旗之惣名也ト又文選ノ註ヲ引キテ幡ハ音耆和名波太アルニヨレバ幡幡相通ノ擬訓ナリト云ハンモ便リアルベキニヤ○貞丈按ズルニ幡モ幡モハタラクハタメクノ畧語ナルベシ魚

ノ幡ハ水ヲ振キテハタラク也旌旗ハ風ニヒルガヘリテハタラク也名義ハ相同シ然レドモ日本紀ヲ釋スルニ幡ノ訓ヲ借リテ幡ヲ波太ト云フトハ正解ニアラズ曲説ナリ

宮衛令云、凡儀仗軍器、義解云、謂用之禮容爲儀仗爲軍器、即同實而殊号者也、○字彙云、直亮切唐制殿下兵衛曰仗

宮衛令云、凡百官獻軍器戎仗、○義解曰、謂弓箭刀消之類、爲軍器也、鼓吹幡鉦之類爲戎仗、

万葉集卷二 一書曰、近江天皇聖躰不豫御病急時、大后奉獻御歌一首  
青旗乃木旗能上乎賀欲布跡羽目爾者雖視直爾不相香裳

同卷四 丹比真人笠懸下筑紫國時、作歌一首、並短歌、

臣女乃爾爾乘有鏡成見津乃濱邊爾狹冊類相解解不離吾妹兒爾戀乍居者明晚乃且霧隱鳴多頭乃哭耳之所哭吾戀流千重乃一隔母名草漏情毛有哉跡家當吾立見者青旗乃葛城山爾多奈引流白雲隱天佐我留夷乃國邊爾直向淡路乎過栗島乎背爾見管朝名寸二水手之音喚暮名寸二棍之聲爲乍浪上乎五十行左具久美盤間乎射往廻稻日都麻浦箕乎過而鳥自物魚津左比去者家乃鳥荒磯之宇倍爾打靡四時二生有莫告我奈騰可聞妹爾不告來二計謀○仙覺抄ニ云クトツ、ケタルハ木ニハヒカ、リテキノ長クシゲクシテカ、リヌルハ青旗ニ似タレバアヲハタノカヅラギ山ノトハツ、クル也オヨソハタト云フハハ、ナガキノ義タハ手也手ノ長クカ、リタルハハタトイヘリ

同卷十三ニ云、無題

隱來之長谷之山青幡之忍坂山者走出之宜山之出立之妙山惜山之荒卷惜毛(此注仙覺抄ニナシ)

仙覺抄ニ頭書 大永六年二月二十四日記之訖仙覺在判仙覺律師ト玄覺與書ニアリ

續日本紀、文武天皇紀曰、大寶元年正月乙亥朔、天皇御大極殿受朝、其儀於正門樹鳥形幟、左日像青龍朱雀幟、右月像玄武白虎幟、番夷使者陳列左右、文物之儀於是備矣。

羅幡阿禮幟 考餘ニ云ク羅ノ幡ハ大射ノ地ノ標ニ用ヒ阿禮幟ハ矢ノ中レルヲ指シテシフルノ幡ナルベシ其アタリノ疎密ニ隨ヒテ鉦ヲ叩クコト數アリ皮ニ中レバ旗ヲモテ指示ト見エタリ(内裏儀式)○又考餘ニ阿禮ト云フ幡ノ名ハイカナル意ニヤ凡ソ本朝ノ俗ニソノ物ヲ指シテ阿禮ト云フト云ヘリ貞文云ク此ノ說附會ニ似タリアレハタハアアリハタノ轉語ナルベシアリアタハアガリハタノ畧語ナルベシ

三代實錄、貞觀十三年十月五日丁未紀文曰、本朝制度、多擬唐家、

太平記第三笠置質之條ニ城中ヲキツト見アグレバ錦ノ御旗ニ日月ヲ金銀ニテ打ツテ付クルガ白日ニカ、ヤキテ光リソタリタル○又主上船上ヨリ小式大友菊池等ニ繪旨ヲ錦ノ旗ニソヘテ被下○又一宮中務親王ハ内裏ヨリ被下タル錦ノ御旗ヲサシ上グル

安藝國廣島ノ家臣湯川次左衛門ガ家ニ先祖湯川莊司ガ大塔宮ヨリ賜ハリシ錦ノ御旗ト鏡直垂アリ其ノ御旗ハ赤地ノ錦ニ幡長六尺六寸五分金銀ニテ日月ヲ打ツテ並べ付ケタリ天照皇太神八幡大菩薩春日大明神ノ神名ヲ日月ノ下ニ三行ニ墨ニテ書キタリ大塔宮ノ御筆也ト云フ堅ニ中ニ縫目裏ニアリ下ヨリ二尺四寸上ニ横ニ縫目表ニアリ上ニ紅ノ緒付ケタリ緒ノ本左右ト緒ノ末ニツノ端ニ總都合四ツアリスソニモ縫目アリフセヌヒ皆表ノ方ヘ伏セタリ

東鑑云、文治五年九月廿日、小山下野大亟政光入道郎等保志黒次郎、永代六次、池次郎等、同賜旗弓袋、依勳功之賞下賜之旨、所被加銘也、盛時書之、稗振ノ歌御製ノ由南朝紀傳ニ見エタリ

關文清風天嘯先ト題セラレタリトイフ也此ノ說シカルベカラズ文明ノ比ホヒ山内ノ上杉安房守顯定ノ求ニヨリテ龍虎ノ圖ニ贊ス彼ノ家ニ傳フル天子ノ御旗ニ龍虎ヲ繪カ、レシアルニヨルトイフコト漆桶萬里ガ集梅花無盡藏ニ見エタリサレバ是ハ萬里ガ龍虎ノ圖ニ贊セシトコロニシテハシメヨリ御旗ニ題セラレシトコロニハアテザルナリ(新井氏ガ家本ノ文如此也筑後守ガ嫡孫源太郎邦孝ヘ乞ヒテ正之邦孝家本ヲ抄寫シテ予ニ授ケタリ)

月華門 混白ノ幡日華門ニ赤旗ヲ立ツル事國史令式等ニ見エザル事ナレバ源平ニ其ノ幡ト云フハ妄說也

源氏白旗 考餘ニ云ク刑部殿ノ(義光ニ非ズ下ニ記ス)家ハ黒色ヲ捧ケナド云フ事子細ハ知ラザレドモ若シ家嫡ノ色ヲ憚リテ我が家ノ色ヲ斯ク變へ給ヒタルカ然レドモ家ノ色ハ本ヨリ定マリ有ルカ落書ノ外ニハ如此事見アタラズナホ以外源家ニ他ノ色ヲ用ヒタル事モアルマシキナレバ亦本文ニ源氏ノ旗其ノ色皆白カリシニモアラズサタカナラヌ事ト見エシハ聊イブカシキ說ニヤ謂フニ源家ハ白色ノ綾ノ旗ヲ用ヒ來タリ給ヒシ事フルクヨリ定マリシ事ニヤ續拾遺物語ニハ武將ト見エテ白綾ノ旗ノ、メイタルハ義家朝臣ト見エシモカシコシトアリ又兼實公(月輪殿)ノ御記ニハ藏人行綱ガ云ク當家元祖ヨリ白綾無文ノ旗ヲ用ヒ來タレリ殿下御幕ノ綾行綱申シ給ハルベシトモ見エタレバ既ニ行綱ノ詞ニ當家先祖ヨリ用ヒ來ルト云フナレハ白キ色勿論歟サレバ尋常ノ絹ニモアラズ續拾遺并ニ殿下ノ記共綾ナル事ヲ見ツベシ○手長白旗、云フ物國史令式等ニナシ俗說ナリ

盛衰記坂東落書ニ刑部殿ト見エタルハ義光ノ事ニハアラス平忠盛ノ事ヲ云ヘル也長門本ノ平家物語卷七源三位入道參高倉宮ノ事ノ條ニ云ク八幡太郎義家棒ニ白色ニ白色則金性也刑部卿忠盛棒ニ黒色ニ黒色則水性也金與水合生長之持相也トアリ○貞丈按ズルニ忠盛ハ黒色ヲ用ヒシニ其ノ子ノ清盛ハ赤色ヲ用ヒタリ是ヲ見レバ平家ハ必ズ赤旗ト限ルニモアラス

古人ヨメル歌共ニ青旗ト云フ物見エシトハ萬集卷二近江天皇(天智ナリ)ノ太后ノ御歌ニ青旗乃木旗能上トアリ  
同書卷四丹比真人笠磨ガ長歌ノ中ニ青旗乃葛城山トアリ同書卷十三詠人不知歌ニ青幡乃忍坂上トアリ此三首ヲ  
指シテ云フナルヘシ

萬葉集卷第二近江天皇聖躰不豫御病急時太后奉獻御歌 青旗乃木旗能上乎賀欲布跡羽目爾者雖見直爾不相香毛  
仙覺抄云青旗者葬具ニハベルニヤ常陸國風土記ニ信太郡ト名ツクル由縁ヲ記シテ云ク黑坂命征ニ伐陸奥蝦夷ニ事  
了凱旋及多歌部角括之山黑坂命遇病身故爰改角括号黑前山黑坂命之輪輜車發自黑前之山到日向之國葬具儀赤旗  
青幡交雜飄颺雲飛虹張笠野耀路時人謂之幡垂國後世言便稱信太國云云

青旗トハ葬具ニ侍ルニヤト註セシモノアリ(萬葉集二)此ノ文意心得ガタシ若シ萬葉集ノ仙覺抄ノ事ヲ云ヘルカ  
(追考仙覺抄ニアリ)萬葉集本文ニハ見エズ萬葉集ニ青旗トヨメル三首ノ歌ヲ見ルニ葬具トハ見エズ○青旗乃木  
旗能上トヨメルハ木幡山也、又青旗乃葛城山、青幡乃忍坂山トヨメル歌共皆山ノ名ノ上ニ青旗ト云フ詞ヲ冠テ  
シメタリ其ノ意ハ山ノ樹葉ノ茂リアヒテ青々トシテ高ク見ユルヲ青キ旗ヲ立テ列テタルニ見ナシテ青旗ト云フ  
詞ヲ山ノ名ノ上ニ冠テシメタル也右ノ青旗ノ詞葬具ヲヨメルニハアラズサレバ葬具ニ侍ルニヤト云フ註ハ誤レ  
ルナルベシ本文ニ引ケル常陸風土記ニ葬具ニ赤旗青幡交雜トアリ獨青幡ノミヲ葬具ニ用ヒシニアラザル事ヲ知  
ルベシ喪葬令葬具ニ幡ヲ載セラレタル共其ノ色ハ何トモ記サレズ又日本紀孝德天皇二年春二月ノ紀ニ葬送ノ式  
ヲ定メラレシ事ヲ記サレシニ葬時帷帳等白布ヲ用ヒヨト云フ事ハ見エタレ共白幡ノ事青幡ノ事等ハ見エズ  
白馬ノ字ヲ續ミテ阿於牟麻ト云フ例ニ依ラバ古ノ俗ニ青旗ト云ヒシモ白旗ニヤアリシ云々(阿於カナツカヒ違  
ヒタリ)按ズルニ江家次第ニ白馬節會トアリ延喜式文德實錄等ニハ其ノ白馬ノ事ヲ青馬ト記サレタリ世諺問答

ニ白馬ヲ青馬ト申シ侍ルハ馬ハ陽ノ獸也青ハ春ノ色也極メテ白キ物ハ青ザメテ見ユルモノ也サレバ青馬トモ白  
馬トモカヨヒテ申スニヤト見エタリ春ノ色ニカタドリテ青キ毛ノ馬ヲ用フベキ事ナレドモ青キ色毛ノ馬ハナキ  
ユエ(灰色ノ馬ヲ蒼毛ト云フ是ヲアヲ毛ト云フナレドモソレハ別ノ事ナリ混合スベカラズ)白色ノ過キテ潔白ナ  
ルモノハ少シ青ザメテ見ユルニ依リテ青馬ノ代ニ白馬ヲ用ヒタルナリサレバ白馬ノ青馬ト云フナリ是ハ正月七  
日白馬ノ節會ニ限リタル名目ニテ他ノ例トスマシキ事也本文ノ如ク青旗ト云ヒシモ白旗ノ事也トセバ萬葉集ニ  
青旗ノ某山トヨメル歌ニナリテハ其義通シ難シ青旗ヲ強ヒテ白旗トスルハ益モナキ事也(白馬ニハ芦毛馬ヲ用  
ヒタル、例也色白ナリ)

公事根源白馬節會ノ條ニ云ク今日ノ毛ツクノ奏ニモ皆アシ毛トバカリ有リ是白馬ヲ本トセル故也新井氏ハ義貞  
記ヲバ見ラレサリシト見エテ此ノ旗ノ制作ノ條ニモ八幡殿ノ鎧着用ノ次第ヲ記セル條ニモ鉢源抄ヲ引カレタリ  
カノ鉢源抄ハ義貞記ヲ引キテ書ケル也義貞記ヲ往年印版シテ世ニ行ヒシガ今ハ其ノ版絶エタリ其ノ記一卷アリ  
印本ニハ義貞軍記ト題シタリ

太平記ニ記ス所中黒ノ旗三十餘流○月ニ星片引雨ソハ折敷ニ三文字書キタル旗○龜甲スソゴノ瓜ノ紋レンセン  
三星四ツ目結赤旗水色三ツ大アマ家々ノ紋カイタル旗三百餘ナガレ○大中黒月ニ星左巴丹兒玉ノ團ノ旗三  
十餘ナガレ○牡丹ノ旗扇ノ旗タマニナガレ云云此ノ外猶一幅ノ帛ヲ半ヨリサキテ横上ノ左右ニ付ルヲハタノ手  
ト云フハ此ノ事古式ニハナシ古制ナル由繪圖ナドニハアリオボツカナシハタノ手トハタマハタノスソノ方ヲ云  
フナリ手ト云フモノヲ別ニ付クル事古代ニハナシ藥師寺次郎左衛門公義ハ今度ノ戦イカサマ大勢ヲ憑ミテ身方  
仕損シヌト思ヒケレバ彌我ガ大事ト氣ヲ勵マシケルニヤ自餘ノ勢ニマギレシト絹三幅ヲ長サ五尺ニヌヒ合セテ

兩方ニ赤キ手ヲ付ケタル旗ヲゾサシタリケルト太平記ニ見エタルハ通例ノ事ニハアラズ  
旗ノ手 古式ニアラズ軍器考圖式ノ古旗ノ圖ニモ見エズ後二年合戦ノ繪其ノ外古畫ニモ見エズ近世ノ畫ニハ見  
エタリ通例旗ノ手ト云フハ旗ノ全躰ヲ云フ風ニナヒキ動クヲ人ノ手ニタトヘテ云フ又スソノ方ヲ手ト云フ事モ  
アリ是又全躰ノ餘リナリ古記ヲ見テ考ヘ合スベシ

明德記ニ云クカ、ル所ニ一ノ不思議アリケルハ北野ノ森ノ方ヨリモ山鳩一ツガヒ飛ビ來リ御旗ノ上ニツバサヲ  
ヒルガヘシケリ其ノ中ニ尾ノ長サ二尺バカリナル靈鳩一ツ飛ビ來タリシバラク飛ビマハリテ播州ノ陣ノ上ヲヒ  
クシサルノ方ヘ飛ビ行キケレバ是ヲ見ル人スハヤ八幡大菩薩ノ北野ノ天神ノ影向ノ奇瑞ヲアラハシテ凶徒ヲハ  
ラハセタマフハト信心肝ニメイシテ皆タノモシクゾ思ヒケル

太平記第九高氏顯書ヲ篠村ノ八幡宮ニ籠メタル、條ニ云ク夜スデニ明ケケレバ先陣進ミテ後陣ヲ待ツ大將大江  
ノ山ノ峠ヲ打チ越エタマヒツル時山鳩一ツガヒ飛ビ來タリ旗ノ上ニヘンボンヌ是ハ八幡大菩薩ノ立チカケリテ  
守ラセタマフシルシ也此ノ鳩ノ飛ビユカンズルニマカセテ向フベシト下知セラレケレバ旗サシ馬ヲハヤメテ鳩  
ノ跡ニ付キテ行クホドニ此ノ鳩開カニ飛ビテ大内ノ舊跡神祇官ノ前ナル棟ノ木ニゾトマリケル官軍此ノ奇瑞ニ  
イサミテ内野ヲサシテ馳セ向ヒケル道スガテ敵五騎十騎旗ヲマキ甲ヲヌギテ降參ス足利殿シノ村ヲ出デタマヒ  
シ時ハ僅ニ二万餘騎アリシガ右近ノ馬場ヲ過ギタマヘバ其ノ勢五万餘騎ニ及ベリ云々

盛衰記卷四十三源平侍遠矢ノ條ニ云ク判官軍負色ニ見エケレバ鹽瀬ノ水ニロソ、キ目ヲ塞キテ合掌シ八幡大菩  
薩ヲ祈念シ奉ルニ神明擁護ヲ加ヘ給ヒ白鳩二羽飛ヒ來テ判官ノ旗ノ上ニゾ居タリケル○陸奥話記ニ曰ク同十六  
日定諸陣押領使(中畧)今日有鳩翔軍上將軍以下悉拜之○右康平五年八月十六日也

諸神記ニ云ク貞觀元年四月十五日、行教和尚、奉宣旨參籠宇佐宮之處、權現太神垂跡之本身顯袈裟之上、仍以  
其袈裟八月二十三日到來男山勸請之、同九月十九日、橋良基造御殿矣○公事根源ニ云ク大安寺ノ僧行教字佐ニ  
詣デタリシニ靈告アリテ今ノ男山石清水ニ遷リタマフシカアリシ後ハ行幸モ奉幣モ石清水ニアリ云云○此ノ男  
山ニハ鳩多ク住ム故古ヨリ鳩ノ峯ト申シ習ハシタリ古歌ニモヨメリ春日山ニハ鹿多クアリ稻荷山ニハ狐多クア  
リ鹿島ニモ鹿多クアリ熊野山ニハ鳥多ク宿ス其所ニ多クアル鳥獸ヲ其ノ神ノ使者也ト土俗ノ云ヒ習ハセル也鳩  
モ男山ニ多ク有ルユニ八幡ノ使者也ト云フニ依リテ軍鳩ノ飛ビ來ルヲ以テ吉端トシ旗ニ鳩ヲ畫ク事モ有リ八幡  
ノ神號ヲ書クニモ八ノ字ヲ鳩ノ向ヒ合ヒタル形ニスル事モ是ニ因レル也

乳ヲ付テト云フ事南朝紀傳ニハ見エス政長ノボリヲ作ルトノミアリ乳ヲ付ケシ歟袋ヌヒニシテ竿ヲ通セシ歟革  
緒ニテ所々竿ニ結ヒ付ケシ歟未詳小笠原家傳書萬秘傳ニ云クノボリノ乳ノ長サ四寸ハ折リ返シテノ事也合セテ  
八寸ナリニツニ折リウチ重テ切上ノチヲ作ノ本ヨリ順ニ付ケテノボル也(卷尾ニ小笠原大膳大夫長時同右近  
大夫貞慶ノ名アリ)○本文ニ大諸禮ト記シタルハ非ナラン歟小笠原右近大夫貞慶ノ家臣小池甚之亟貞成ト云フ  
者小笠原ノ家傳書十四部ヲ集メテ總號ヲ大諸禮ト名ツケタリ其ノ卷之一二三ハ書札ノ次第卷四ハ万諸取渡之次  
第卷五ハ酌之次第卷六ハ通之次第卷七ハ元服之次第卷八ハ万躰方次第卷九ハ公武之沙汰書札卷十ハ嫁入之次第  
卷十一ハ聞書秘傳(一名万秘傳也)卷十二ハ万秘傳卷十三ハ當家弓法躰之抄上卷十四下同是所謂三議一統也卷十  
五十六十七八諸禮集上中下也小笠原家ニハ非ズ伊勢下總守平貞賴入道宗五ノ記ナリ右ノ如ク十四部ヲ合セテ  
小池氏ガ總名ヲ大諸禮ト號シタルナレバ大諸禮ト云フ號ヲ擧ケタルハ非ナリ是ヨリ以下大諸禮ト記シタルモ准  
シ知ルベシ右十四部ノ書共ハ古キ物也近年小笠原流ト稱スル水島ト也ナドカ妄作書トハ大ニ異也



認ノ字我が國ニテハシタ、ムルト訓シテ書ヲシタ、ムルト云フ是寫ノ義也又物ヲトリシタ、ムルト云フ是調  
フル義也又食スル事ヲモシタ、メヲスルト云フ是食ノ義也是等ノ義字書ニハ無キ所也玉篇ニ云ク認而振而證二  
切識認也トアリ字彙ニモ而震切識物也トアリ是シルスト云フ訓也認旗ノ認モ目シルシノハタト云フ事ナリ又物  
ヲ見シル事ヲ認ト云フナリ

番折物ト云フハ一隊々々ノ相シルシニテ其ノ形其ノ色ヲ一樣ニスル物也番サシモノサス者諸人ニスグレテ比類  
ナキ勇ヲ振ヒ數度ノ戰功アル者ハ大將賞美シテ番サシモノヲ止メテ別ノサシモノヲ賜ハル事モアリ又ハ其ノ者  
ノ好ミニマカセテ異形ノサシモノヲサス事ヲユルサル、事モアリ私ニ番サシモノヲ止メテ好ニマカセテ私ノサ  
シモノヲサス事ハナラヌ事ナリ將軍ノユルシヲ得テ別ノサシモノヲサス者ハ勇力ヲ人ニシメサシガ爲ニ大サシ  
モノヲ用フル事ニナリシナルベシタトヒ勇力アリトテモ大サシモノハ物ニサ、ハリテ不便利ナル事アルベシ心  
ヲ用フベキ事ナリ

母衣ハ根本ハ矢ヲ防ク器也ソノ事増養抄ニ見エタリ後代ニハ母衣ニテ矢ヲ防ク事絶エテ籠ヲ包ミテ負ヒテサシ  
モノニスル事ナリ母衣ノ用スタレタリ

背ニ指物ヲ挾ス事上古ハナキ事也古代ノ笠符ハ身方ト敵トヲ分ツ爲ノ目驗也袖符ハ前軍後軍左軍右軍中軍遊軍  
ヲ分ツ驗也腰符ハ一隊一隊(一隊ハ一組也)ヲ分ツタメノ合驗也身方ト敵トヲ分ツ驗ナケレバ同士討アリ又敵賊  
紛レテ我が軍中ニ交リ入りテ害ヲ成ス事有リ又前後左右遊軍ノ驗一隊一隊ノ驗ナクシテハ人數混雜シテ使ヒ難  
シ後代ニ至リテモ番指物有リテ一隊一隊ノ合驗トス其驗ハ小クテモ宜シカルベキニ大ナル物ヲ作りテ背ニ指ス  
事ハ利用有リトモ見エズ却リテ物ニ係リ障ルノ害アリ又云ク背ニ指物サス事ハ永祿比ヨリ以來ノ事歟

カサシルシハカザシルシ也カザシトハ頭サシナリ舞人ノ頭ニ花紅葉ナドヲサシハサムヲカザシト云フナリ插  
頭ト書ク也サレバカサシルシモカザシルシ也背ニ付クルシルシナレバ也カザシルシナレドモ畧シテカサシ  
ルシト云フニ付キテ其ノ詞ニ隨ヒテ笠ノ字ヲ假リ用フル也

東鑑ニ背ノ後ニ笠標付クシトアリ  
後三年合戰繪ニ背ノ後ノクハシニアダマキ付ケシ多ク見エ其ノ色紅也又別ノ色ナルモアリコレハアダマキヲ笠  
シルシニ用ヒタルナルベシ色ヲ以テ差別ヲナスナルベシ

日本紀ニ赤色ヲ以テ衣ノ上ニ着ケシト云フハ袖シルシノ始ト云フベキガ如クナレドモ身ニシルシヲ付クル事ノ  
始ナレバカサシルシノ始ト云ヘルナリ是ハ背ノシルシ袖ノシルシ腰小バタノ類スベテ身ニ付クルシルシノ始ト  
スベシ

盛衰記卷十三高倉宮信連合戰之章ニ弦袋ト云フハ又内侍ノ御貌ヲ形トレリ其故ニ百官悉ク朝ニ雖奉召仕衛府ノ  
官ハ淺位ナレバ地下ニシテ致奉公直人ニ紛フベキニ依リテ内侍所ノ御貌ヲ學ヒテ弦袋賜ハリテ左右ノ兵衛尉赤  
皮左右衛門尉藍皮是ヲ以テ侍ノ品ヲ知ル國王ノ御寶ナレハ非分ノ難ヲ可通笠注ナレト云云是目シルシノ事ヲカ  
サシルシトイヘルナリ寐覺記ニ衣裳ハ富貴ノ第一笠シルシナリ云云是亦同シルシノ事ヲ笠シルシト云ヘル也  
笠シルシハ本ハ背ノシルシノ名ナレドモ俗語ニ轉用傍通シテ何ノ目シルシヲモ總テ笠シルシト云ヒ習ハセリ  
按ニ笠標ハ古ハ背ニ付ケシナルヘシ頭上ノシルシナルガ故ニ笠シルシトハ云ヒシナルベシ其ノ後袖ニモシ  
ルシ付ケタルシルシノ事ヲモ猶其ヲ改メズシテ袖ノ笠シルシト云ヒナラハセシナルベシ一條兼良公ノ寐覺記ニ  
衣裳ハ富貴ノ第一笠シルシ也ト云フ事見エタリスベテ目シルシヲバ俗語ニ笠シルシト云ヒシナルベシ其元ハ背

ノ笠標ヨリ出デタリ是詞ノ轉傳傍通也

袖ニシルシ付クル事ハ盛衰記東鑑等ニモ見エタリ此ハ袖標ト云フ詞ノ事ヲ指シテ云フ

守長左右ノ袖ニ笠シルシ付ケシユエ射向ノ袖トハ云ヒタルナリ射向ニノミ付クルモノナラバ射向ノトコトワルニ及バザルナリ

紅御袴建武年中行事ニ四月朔日御衣更(中畧)御服ハ御直衣御衣ス、シノ綾ノ御單御張袴内藏寮ヨリ是ヲ奉ル云云首書ニ云ク紅ノ張袴也如ニ女房袴御直衣御張袴着御白之御別直衣

太平記卷十七山門ノ膳南都ニ送ル條ニ今一度京都ニヨセテ合戦アルベシト諸方ノ相圖足りニケレバ士卒ノ志ヲイサメンガ爲ニカタシクナクモ十善ノ天子クレナシ御ハカマヲヌガセ給ヒ三寸ツヒ切テ所望ノ兵ドモニ下サレケルトアリテ笠シルシニ用ヒシ事ハ見エズ所望ノ兵ニ下サレシトアルヲ見レバ所望ナキ者ニハ下サレザル事ヲ知ルベシ然レバ官軍一統ノ笠シルシニハアラズ且太平記ノ本文ニ官軍ノカサシルシニセシ事ハ見エズ天子ノ御ハカマナレバ申受ケテ身ノマモリニシタランモ知ルベカラス

貞丈云ク墓目ハ墓ノ鳴ク音ニカタドルト云フ俗説アリ又墓目ノ鳴ル音ハ十二調子ノ外ノ音アルユエ惡魔此ヲ恐ル、也ト云フ俗説アリ依之墓目ヲ作ルニ善ク鳴ルヲ專トシテ好ム人アリ誤ナリ墓目ハ射ル目アテノ物ニ疵ヲ付ケズ射倒スベキ爲ニ木ニテ作ルナリ竹根ニテモ作ル也墓目ハ音樂ノ器ニ非ザルユエタトヒ鳴ラズトモクルシカラズ音高ク善ク鳴ラサント思フニハ墓目ノ中ヲ彫ルニ木ヲウスク彫レバ鳴音ノ響キ高シ如此作レバ鳴音ハ高ケレドモ木ウスキユエ弱クシテ物ニ射付クレバ壞レ損シテ用ニタ、ズ木ヲ厚ク彫レバ鳴音高カラス鳴音ニカ、ハラス厚ク作リタヤスクヤブレザルヤウニ作ルベシ厚サハ二分バカリニスベシ又風カヘシノ付ケヤウアリ大小ニ

ヨルベケレバ定メテ云ヒガタシ

競馬ノ標木ハ乘人ノ遲速ヲ見ルベキ爲ノシルシノ木也延喜式近衛府式ニ凡五月五日五位以上競馬ハ將監就標木下ニ記シ勝負ト見エタリ柱ヲ立テ、此ノ柱ヲ乘リ通りタルヲ勝トス乘リ後レタルヲ負トス其ノ柱ヲ標ト云フナリ

十訓抄ニ祭主大中臣輔親ガ侍押頭ニテ爲ヲ射タリシ事見エタリ輔親ハ一條院ノ御宇ノ人ナリ其頃既ニ押頭アリタリ其ノ始ハ猶ゾ久シカルヘキ

東鑑卷二十建曆二年正月十九日、將軍家御參鶴岡八幡宮(中略)先々召ニ大須賀四郎胤信、被仰可懸御調度ニ由之處、固辭之仰云、於當役者、右大將軍御時、以三二十之箭可射取二十人敵者、可候之由被仰定、畢然者奉之勇士者、可備面目之處、稱下劣之職、遁避條、甚自由也、早可止出仕之旨、蒙御氣色云云、和田新左衛門尉常盛隨此役云云

義家像ノ古畫ヲ見シニ笠驗ニハアラズ古代ノ保呂ギヌ也笠シルシナラバ白色ヲ用フベシ赤ヲ用ヒタルハ笠シルシニアラズシテ保呂ナル事疑ヒナシ保呂ハ姓ニ因リテ定マル色ナシ義經濃紅ノ保呂カケヲセシ事盛衰記ニ見エタリ

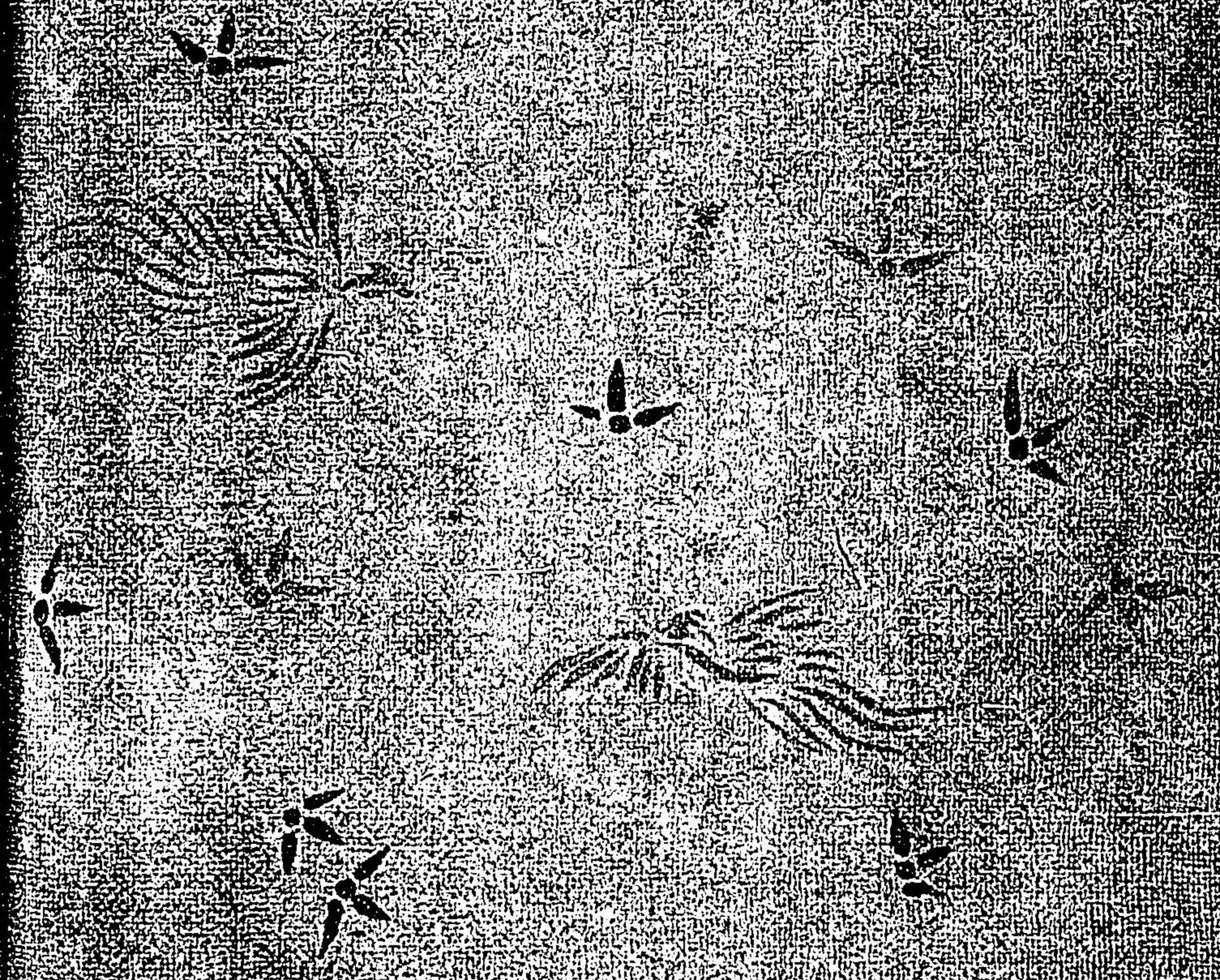
赤絹ノ長三尺バカトアレドモ畫ナルユエ寸尺ハ量リガタシ又其ノ形風ニヒルガヘリ中ノホドハクハシテタグチハリタル形ニ畫キタレバ猶其ノ長サハ量ラズ此ノ繪ハ土屋氏ノ家藏也赤鳥ノ事今川了俊ノ難太平記ニ云ク土岐彈正少弼頼遠土岐山ヨリ打出テテ青野原ニテ揉ミ合フベシト申シケルニ(中略)桃井勢ハ皆鷹ノ鈴ヲ付ケタリ故殿笠符ヲ思案シ給ヒケルニ赤鳥ヲ馬ニ付ケバヤトテ其ノ夜俄ニ付ケラレタリキ(中畧)駿河國並ニ數十箇所

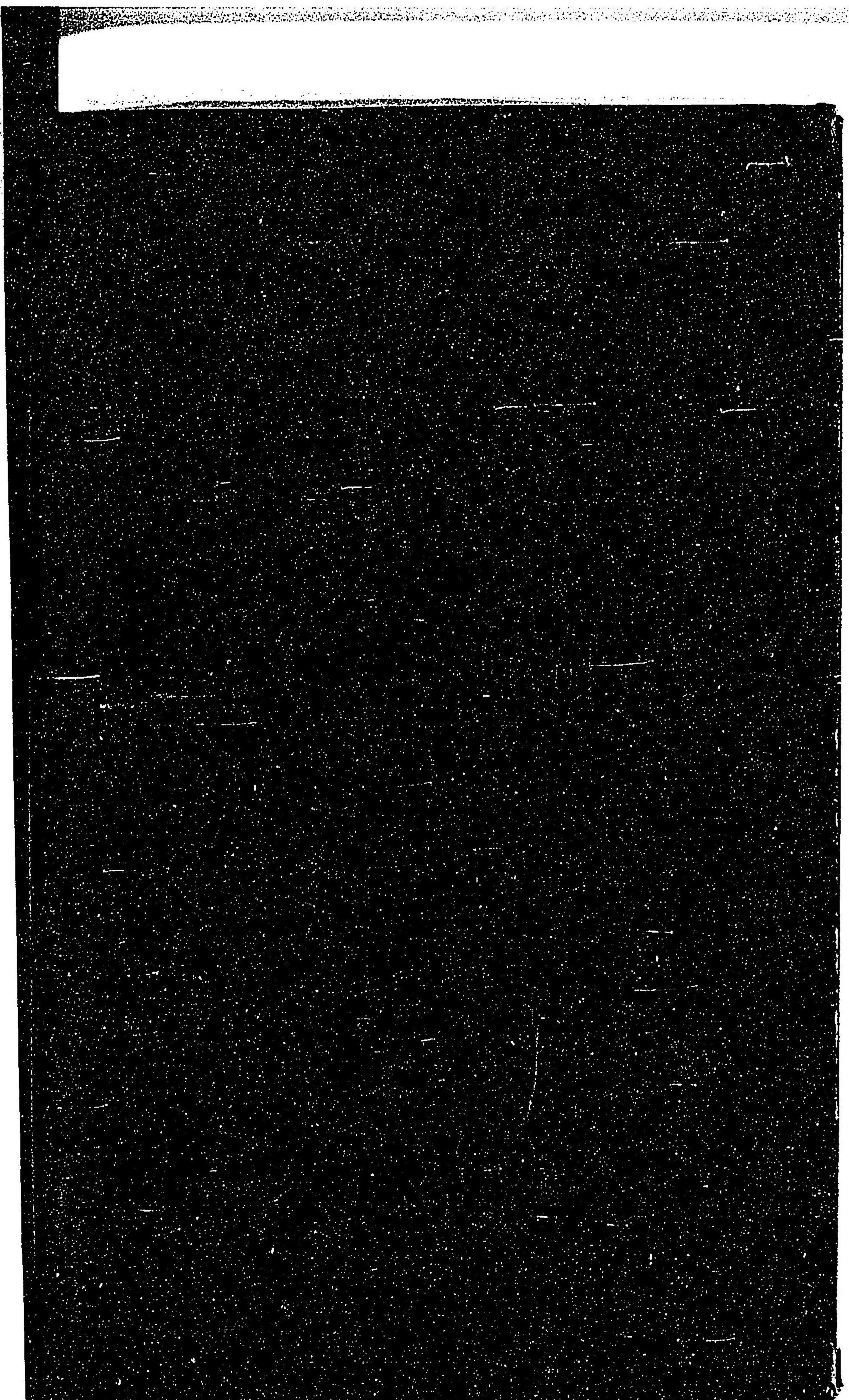
ノ所領ハ此ノ後語ノ恩賞也國々入部シ給ヒシ時我等少年ノ初ニテ供シテ富士淺間ノ宮ニ神拜ノ時神女ニ託シテ云ク遠江國近クシテ吾ガ氏子ニ欲カリシカバ赤坂ノ軍ノ時我ガ告グシ事ハ知哉知哉ト云ヘリ入道座ヲ退キテ何事ニカ候ヒケン覺悟セズト申シ給ヒシカバ笠職ノ事ヲ案ゼシ時我赤鳥ヲ賜ヒシ故ニ勝事ヲモ得此ノ國ヲモ賜ヒキト託宣ヒシカバ故殿其ノ時思合セテ女ノ具ハ軍ニハ忌事ゾカシ争テ思ヒ寄リケン誠ニ神ノ御謀ト信ヲ取リ給ヒシヨリ以來我等モ子孫モ必ズ此ノ赤鳥ヲ可用ト仰セラレキサレバ鎮西ニテモ大事ノ陣ニテハ每度女騎數多我等ガ夢ニモ見エシ必ズ如斯勝利アリシ也今ハ早我ガ家ノ武具ノ隨一ニ成リキ○貞丈云ク赤鳥ハ赤垂ナリタトト音相通也武家ノ女房馬ニ乘ルニ鞍上ヨリ赤キ打敷ヲ掩ヒ垂ル、ナリ

後三年合戦繪ニハ鍬形立テタルハ見エタリ其ノ外ノ物立テタルハ見エズ

貞丈按ニ鍬形鷹角ナドハ冑ノ立物ノ類ノ如ク見ユレドモ然ルニハアラズ冑ノ立物ハ目驗ノ爲ノ飾也鍬形鷹角ナドハ保呂衣ヲ後ヨリ前へ被リ垂レテ飛箭ヲ防ギ城ニ押寄スル時ニ被リタル保呂ヲ捧クテ置クベキ爲メノ柱也後三年合戦ノ繪其ノ外古畫ニ保呂掛クザル武者ノ鍬形鷹角打テタルアリ是ハ保呂掛クベキ用意又保呂ヲ脱キタル跡ヲ畫キシナリサレバ鍬形鷹角等ハ冑ノ立物ト其ノ用フル所ノ主意異也一類トスベカラズ保呂ノ條ノ首書參考スベシ後代保呂ノ用絶エテ鍬形鷹角等立物ノ類トナレリ(以上)

192  
55







法苑珠林  
卷之五  
五